

日本版スチュワードシップ・コードに関する アンケート調査の結果について

(令和5年3月)

一般社団法人 投資信託協会

目的・方法

○アンケートの目的と方法

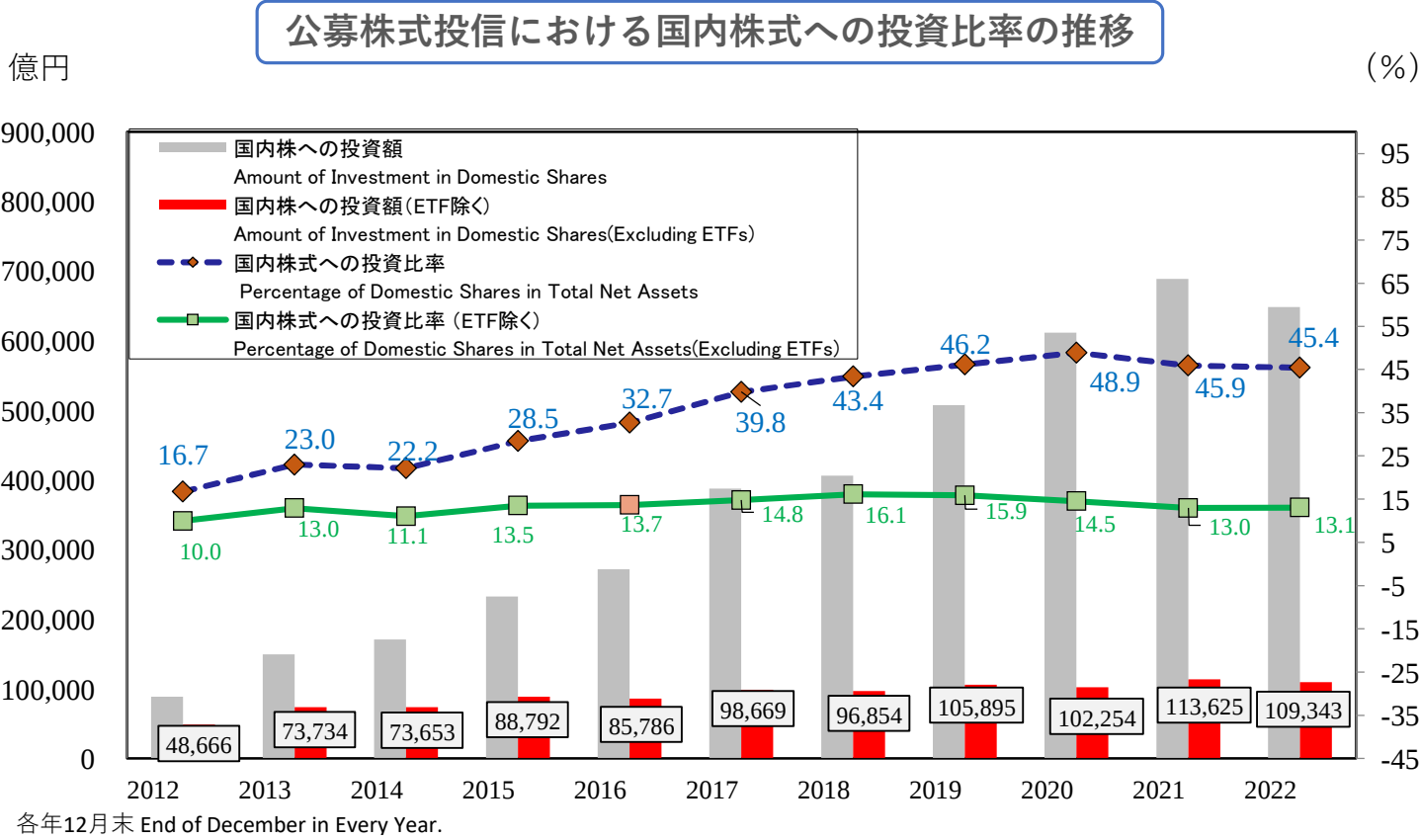
本会の正会員である投資信託委託会社(以下「運用会社」)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本会規則である「正会員の業務運営等に関する規則」「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」に基づき、

- ① 議決権行使に係る基本方針や意思決定プロセス等を整備し当該整備状況について公表すること
- ② 信託財産として組み入れる株式について議決権行使を行うこと
- ③ 毎年の株主総会の議決権行使結果について、主な議案ごとに分類した上で賛成・反対・棄権の件数等を集計して公表すること

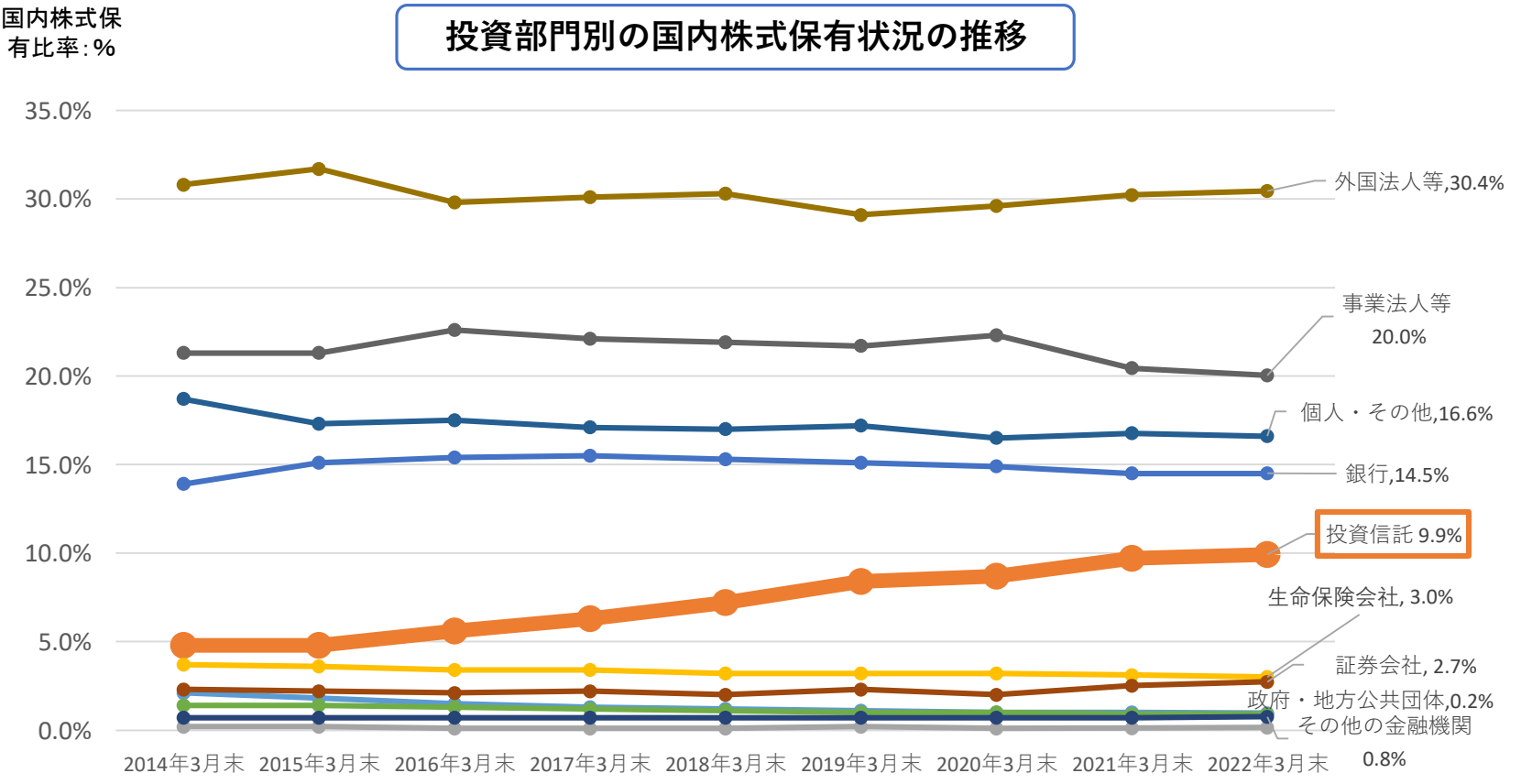
とされています。

さらに、近年では公募投資信託の国内株式への投資額及び国内株式の保有状況に占める投資信託の割合が長期的に増加傾向にあることや、「責任ある機関投資家の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（以下、SCという。）」が策定され、その見直しが定期的に行われるとともに、同コードを受け入れている機関投資家が増えていることなどから、上記の議決権行使を含む一連のスチュワードシップ活動の重要性が益々高まっております。

本会では、こうした動きを踏まえ、一連のスチュワードシップ活動状況等について詳細な実態を把握するため、証券投資信託を運用する本会の正会員104社（令和4年9月末時点）のうち国内株式を自社運用する68社に対し、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブのご協力の下、同団体の作成する「スマート・フォーマット」の様式を用いて、「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査」を実施いたしました。（アンケート実施期間：令和4年9月～11月）



出所：投資信託協会「投資信託の主要統計(2022年12月末)」より協会作成



出所：東京証券取引所/名古屋証券取引所/福岡証券取引所/札幌証券取引所「2021年度株式分布状況調査の調査結果について」より協会作成

- （サマリー）運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例-----4
- スチュワードシップ方針等 関連状況 -----9
- エンゲージメント 関連状況----- 12
- 議決権行使 関連状況----- 15
- 利益相反管理 関連状況-----23
- サステナビリティ関連状況-----26
- 自己評価・開示 関連状況-----29
- （参考資料）スチュワードシップ活動上の課題-----32
- （参考資料）各社方針掲載先-----35

運用会社の今期スチュワードシップ 関連活動事例

（サマリー） 運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例①

- 原則1(方針等)関連では、サステナビリティ関連の取組みが多くみられる。例えば、SC対応方針内で自社のマテリアリティに係る記載を詳細化の上でプロセス内でのサステナビリティ情報の活用を開始を表明、それに伴う社内ネーミングルール等の整備を進める事例があった。また、イニシアティブ関連の活動を一層充実させ、目標達成に向けた中間目標を設定・開示する取組みのほか、同業他社へ参画を促すなどの取組みを行う社もみられる。
- 原則2(利益相反管理)関連では、顧客利益の最優先を改めて明記した上で利益相反局面の類型特定を詳細化する取組みがみられた。

● 今期行ったスチュワードシップ関連活動で特筆すべきものをご記載ください。

● 原則1(方針等)関連

A社	自社のコアマテリアリティを特定した上で、それらをエンゲージメントや議決権行使、ESGインテグレーションにて投資先企業に重点的に働きかけていく旨をSC対応方針に追記すると同時に、ESGを組み入れた戦略名に関する社内ネーミングルールを整備した。
B社	サステナビリティ課題の中でも特に気候変動を重要視すること、またそのテーマについての対話を強化していくことを表明すると同時に、SC対応方針を改訂し、従来対象としていた日本株・国内社債運用以外においても、方針を適用するよう努めることを追記した。
C社	加盟イニシアティブが目指している温室効果ガス排出量目標を達成するための中間目標を設定し、その取組みについて客観性を持たせるための仕組みとともに公表した。さらに、投資先企業に対してもエンゲージメント重点企業を中心に目標達成のための取組みを推進するよう対話を行うと同時に、同業の資産運用会社へ当該イニシアティブへの参加を促すなどの取組みを行った。

● 原則2(利益相反管理)関連

D社	スチュワードシップ活動において利益相反が想定されるケースでは、顧客の利益を最優先し対応することを改めて明記し、その類型について詳細化した。
E社	利益相反管理の対象を「当社と取引関係等を有する企業」から「当社または当社グループと関係の深い企業」へと範囲を拡大した。

（サマリー） 運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例②

- 原則3(投資先企業の状況把握)関連では、例えば、自社ESG評価スコアリング・システムの新設・対象拡大をして自社側の取組み強化を図る事例や、投資先企業へ統合報告書の発行を求め、事業者側の開示強化を図る事例が多くみられている。
- 原則4(対話)関連についても、サステナビリティ関連の取組みが多くみられており、例えば、SC対応方針やエンゲージメント方針にマテリアリティに沿った対話を行う旨を明記しそれに伴う体制整備を行う事例、エンゲージメントキャンペーンや協働エンゲージメントを通しサステナビリティ関連の対話を強化する事例、投資先企業との共通認識醸成を狙い投資先企業の取組みの好事例を公表するなどの事例がみられた。

● 今期行ったスチュワードシップ関連活動で特筆すべきものをご記載ください。

● 原則3(投資先企業の状況把握) 関連

A社	以前より運用している独自のESG評価スコアリング・システムの対象企業範囲を拡大すると同時に、それを補完するものとして、特に投資先企業の気候関連に特化したフレームワークや、反社会的行為を行っている企業の特定及び評価をするための目的に応じた各種フレームワークの運用を開始している。
B社	財務・非財務を含めた中長期的な価値創造プロセスを共有するため、投資先企業に統合報告書の発行を促す取組みを行っている。結果として、統合報告書発行など投資先企業のアピール強化の着実な進展を確認している。

● 原則4(対話)関連

C社	SC対応方針の改訂に対応する形で、特定したマテリアリティに係る対話を強化することを明記すると同時に、位置づけや基準を明確化する観点からエンゲージメント方針を公表した。またそれに伴い、エンゲージメントの専任部署を設置している。
D社	自社のマテリアリティとして設定した気候変動対応について、エンゲージメントキャンペーンを実施し、対象企業には温室効果ガスの開示状況だけでなく、温室効果ガス削減目標の設定や企業の気候変動対応戦略の質についても対話を実施。またマテリアリティに対応した外部団体との協働エンゲージメントを強化した。昨年よりも企業による環境関連の開示が進んだことで、より踏みこんだ議論をする土壌ができつつあると感じている。
E社	投資先企業が当社の情報開示要請を最大限充足できるよう、課題認識や目指すべき社会の姿について当社の見解を共有するとともに、これまでのエンゲージメントを通じて得られた理解や洞察に基づいたベストプラクティスを公表し、共通認識の醸成を図っている。
F社	投資先企業とのエンゲージメントについては、当該企業が抱える課題の解決に向けた取組み状況及びエンゲージメントの成果をより適切に把握するため、全ての記録を残すとともにその成果を8段階のマイルストーンで管理している。

（サマリー） 運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例③

- 原則5(議決権行使)関連では、コーポレートガバナンス・コードの更新や東証上場区分の更新への対応を進める事例や議決権行使委員会の設置など全社的な体制整備を進める事例がみられたほか、自社のマテリアリティを議決権行使判断へ反映する旨を明記した上で議決権行使判断基準へサステナビリティに係る記載を追加し周知に努める事例、さらに、実際に独自のESGスコアの判断プロセスへの組み込みを開始した事例など、サステナビリティ関連での新たな取組みを開始する事例がみられている。
- 原則6(報告)関連では、従来のスチュワードシップ活動への取組状況と併せて、サステナビリティの観点からの取組状況を開示する、「サステナビリティレポート」を公表する取組みがみられた。

● 今期行ったスチュワードシップ関連活動で特筆すべきものをご記載ください。

● 原則5(議決権行使)関連

A社	コーポレートガバナンス・コードが改訂され「サステナビリティ」課題の重要性が示されたことや、東京証券取引所の上場区分が変更となり、ガバナンスに関する要求水準が引き上げられたことなどを踏まえ、社外取締役基準や構成比、サステナビリティ関連、ダイバーシティ、政策保有株式、不祥事企業に対する対応に対する基準を新設・更新した。
B社	SC対応方針へ、自社のマテリアリティとして設定した項目を議決権行使へ反映させていく旨を明記するとともに、議決権行使判断基準へサステナビリティに係る記載を追加した。また、こうした見直しを、本年のみならず継続的なものにしていくために、スチュワードシップ専任部門、運用部門、法務・コンプライアンス部門の関係者などからなる議決権行使委員会を設立した。更新後の方針や判断基準については、エンゲージメント活動等を通じた周知のほか、従前よりも約半年ほど早い時期に開示することで周知に努めている。
C社	当社独自のESGスコアを議決権行使判断に組み込み、スコアが良好でない上にスコア向上の計画を明確にできない企業の取締役選任議案に対する反対行使を開始した。
D社	議決権行使の判断に係る透明性が高まることや、投資先企業における企業慣行の改善が促されることを目指し、議決権行使判断の事前開示を開始・継続している。

※議決権行使基準の改訂事例については21-22頁へ記載。

● 原則6(報告)関連

A社	サステナビリティへの取組みを積極的に発信するため、従来の「スチュワードシップレポート」の内容に加え、コーポレートサステナビリティの内容も加えた「サステナビリティレポート」を発行した。
----	---

※その他の各社における開示上の工夫については30-31頁へ記載。

（サマリー） 運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例④

- 原則7(スチュワードシップ活動の実力の装備)関連では、エンゲージメント活動の効率化に向けたシステム面での環境整備を進める事例がみられたほか、サステナビリティ関連部門を増員する事例や、外部イニシアティブや検討会への参加や研究機関との協働研究を行う事例、さらには自社のサステナビリティ関連活動について検討・推進・モニタリングをするための専門の委員会を設置する事例など、サステナビリティに係る体制整備を進める事例が多くみられる。

● 今期行ったスチュワードシップ関連活動で特筆すべきものをご記載ください。

● 原則7(スチュワードシップ活動の実力の装備)関連

A社	独自の一元的なエンゲージメント・プラットフォームを整備し、グローバルの運用チームスタッフが場所を問わず全ての対話記録にアクセス可能な環境を整備した。
B社	サステナビリティ投資部門を増員すると同時に、サステナビリティ重点分野に関連した社内研修や勉強会を定期的に行い、さらなるサステナビリティ活動の推進とカバレッジ拡大に向けた体制を強化した。さらに、国内外のESGに関する有カイニシアティブに参加し、官公庁や投資先企業や他の投資家と協働し環境・社会の課題解決に向けた取組みについての議論の場を設けると同時に、ESGスコアに関するリサーチへの参画や、国内外の大学とのエンゲージメントの実効性に関する共同研究など、的確な情報収集・処理のための実力の装備を進めている。
C社	当社自身のサステナビリティの取組みを検討・推進・実践状況のモニタリングをする複数の委員会を設置し、サステナビリティに関する体制整備を進めたほか、サステナビリティに関するスローガンを定め企業文化の醸成に努めている。なお各種委員会のメンバーには外部アドバイザーが含まれており、外部の知見を的確に取り込むことで当社のサステナビリティ・ガバナンスを強化を図っている。

スチュワードシップ方針等 体制整備状況

スチュワードシップ・コード受入状況・体制整備状況

- 国内株式を運用対象とする68社のうち、67社（98.5%）とほぼ全ての運用会社がスチュワードシップ・コードの受入を表明している。（未受入の1社も受入予定と回答。）
- スチュワードシップ活動会議体については52社（76.5%）が、スチュワードシップ推進専任部署については46社（67.6%）が「設置済み」と回答している。

●（参考）日本版スチュワードシップ・コード

原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
原則2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
原則3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
原則4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
原則5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
原則6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
原則7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
原則8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

（2020年3月24日）

● 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れていますか。

	回答数		（昨年調査）
全体	68社	（100%）	（100%）
受入済み	67社	（98.5%）	（97.3%）
未受入	1社	（1.4%）	（2.6%）
（受入予定）	1社		

※各社の方針については36-37頁へ記載。

● スチュワードシップ活動統括会議体を設置していますか。

	回答数		（昨年調査）
全体	68社	（100%）	（100%）
設置済み	52社	（76.5%）	（68.0%）
未設置	16社	（23.5%）	（32.0%）

● スチュワードシップ活動推進専任部署を設置していますか。

	回答数		（昨年調査）
全体	68社	（100%）	（100%）
設置済み	46社	（67.6%）	（58.7%）
未設置	22社	（32.4%）	（41.3%）

(参考) PRIへの署名状況・その他イニシアティブへの署名状況

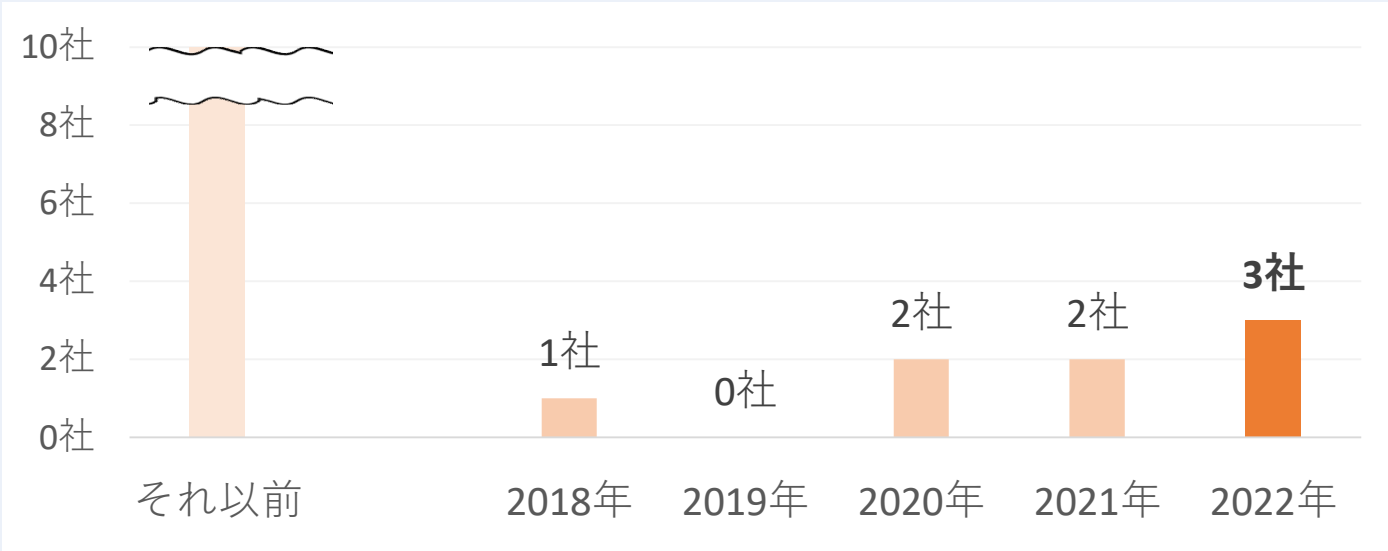
- 令和4年11月時点で、68社のうち44社（64.7%）がPRIへの署名を表明している。（2022年中には新たに3社が加盟を表明。）
- PRI以外に加盟するイニシアティブを尋ねたところ、「TCFD」「Climate Action 100+」「30% Club」「NZAM」などが多くあげられた。なお、30以上のイニシアティブへの加盟を表明している社もみられる。

● PRIに署名していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
署名済み	44社	(64.7%)	(57.3%)
未署名	24社	(35.3%)	(42.7%)
（規模や社内リソースに適さないため）※	11社		
（グループ(親会社)で署名済み）※	5社		
（戦略やビジネスモデルに適さないため）※	3社		
（署名の必要性を感じていないため）※	4社		
（署名予定・手続き中）※	2社		

※複数選択可能項目のため合計は一致しない。

● PRIへの署名時期



● その他加盟している主要なイニシアティブ

- 開示基準

 - ・TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures) (30社)
 - ・TCFDコンソーシアム (7社)
 - ・TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) (6社)
 - ・CDP(Carbon Disclosure Project) (22社)
 - ・SASB(Sustainability Accounting Standards Board) (13社)
- ガバナンス

 - ・ICGN(International Corporate Governance Network) (16社)
 - ・ACGA(Asian Corporate Governance Association) (16社)
 - ・30% Club(Japan) (22社)
 - ・CII(Council of Institutional Investors) (7社)
- 環境・気候変動

 - ・Climate Action 100+ (27社)
 - ・AIGCC(Asia Investor Group on Climate Change) (7社)
 - ・IIGCC(The Institutional Investors Group on Climate Change) (16社)
 - ・Net Zero Asset Managers initiative (23社)
 - ・CBI(Climate Bonds Initiative) (6社)
- 全般・その他

 - ・21世紀金融行動原則 (11社)
 - ・JSI(Japan Stewardship Initiative) (7社)
 - ・FAIRR(Farm Animal Investment Risk & Return) (16社)
 - ・ATMI(Access to Medicine Index) (7社)
 - ・ATNI(Access to Nutrition Index) (4社)
 - など

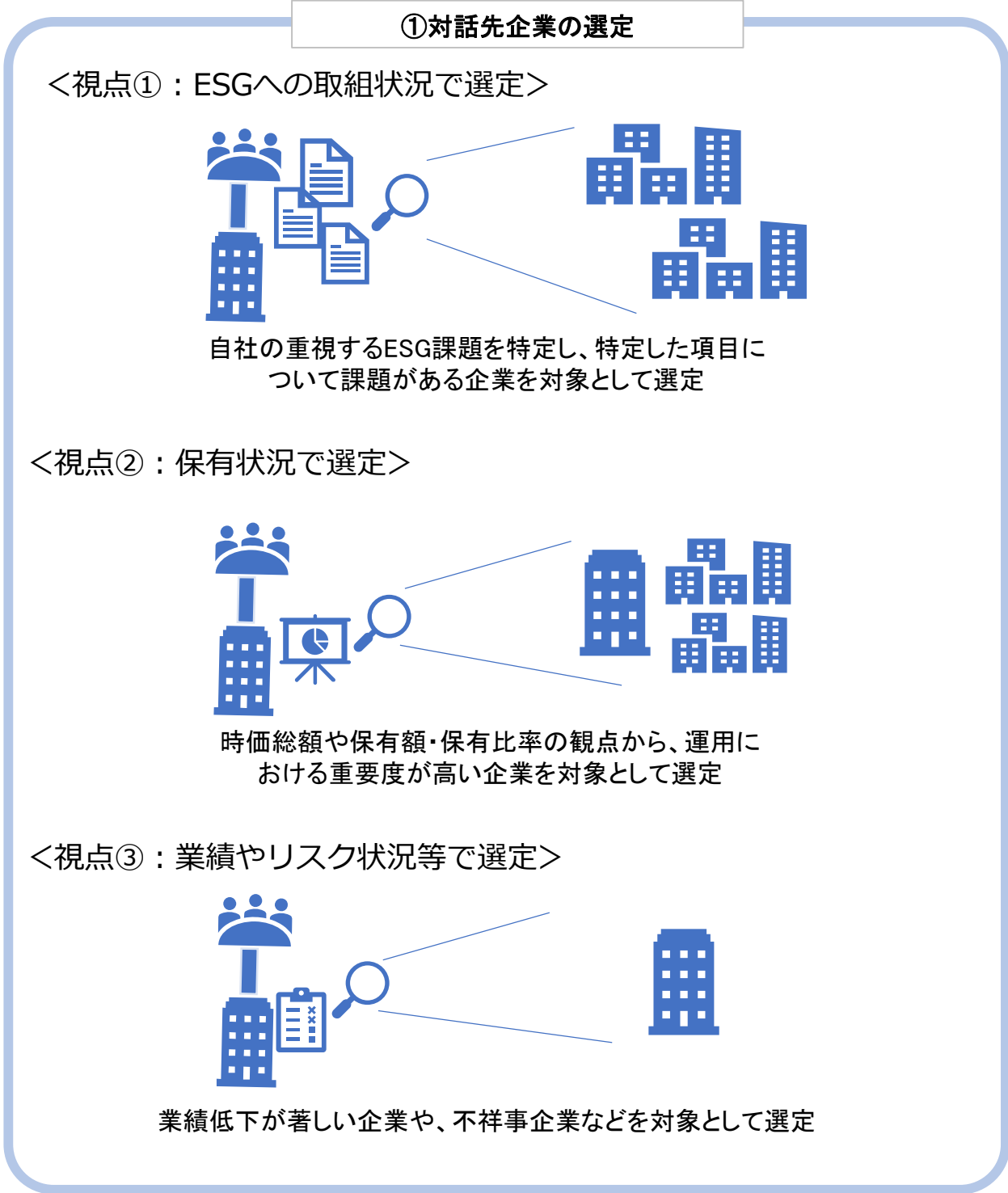
※各社回答ベース。

エンゲージメント 関連状況

エンゲージメント実施状況

- エンゲージメント活動については、一部戦略上未実施とする社があるものの、68社のうち66社（97.1%）とほとんどの社において実施されている。
- 運用会社が対話先企業を選定する際の視点は、各社の方針や運用上の戦略により様々であるものの、大きく「ESGへの取組状況」「保有状況」「業績やリスク状況」の3つに大別される。
- 加えて、「将来保有する可能性のある企業も対象とする」とする社や、「議決権行使で反対票を投じた企業から選定する」とする社もあった。

● エンゲージメントプロセス



● エンゲージメントを実施していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
実施している	66社	(97.1%)	(93.3%)
未実施	2社	(2.9%)	(6.7%)

● 未実施理由をご記載ください。

- 当社の日本株式運用戦略は、株式の長期保有を目的としたものではないため、投資先企業への調査を含めたエンゲージメントは現状実施していない。

● ESGへの取組状況で選定

A社	自社の重視するESG課題を特定し、特定した重点分野にて課題(リスク)を抱え、ESGへの取組みの促進・強化によって中長期的な企業価値向上が見込める企業を選定。
B社	年次で策定する注目テーマおよび注目セクターを前提として、複数の評価指標やエンゲージメント履歴等を網羅したデータベースから、当社独自のESGスコアを活用したスクリーニング手法を通じて対象企業を選定する。

→対話内容は自社で特定するESG課題に関する内容が中心

● 保有状況で選定

C社	市場全体へのインパクトを最大化する観点から、企業規模やその会社が業界全体に与える影響の大きさ、当社の株式保有比率、株主構成等を考慮した上で、期待インパクトが大きくなる企業と優先的にエンゲージメントを実施する。時価総額上位の企業は、株式市場に占める比率が高いだけでなく、その会社が業界全体に与える影響も大きいことから、継続的にエンゲージメントを実施し、当該企業についての状況把握に努め、信頼関係の醸成を目指す。
----	--

→対話内容は個社の状況に応じてアナリスト等が設定

● 業績やリスク状況等で選定

D社	当社独自の評価視点から、問題を抱えると判断した企業および、不祥事、業績の著しい不振等により対話が必要と判断した企業を重点対話先企業として選定する。
E社	リスク監視を強化すべき重要な懸念事項を特定した企業も対話の対象となる。

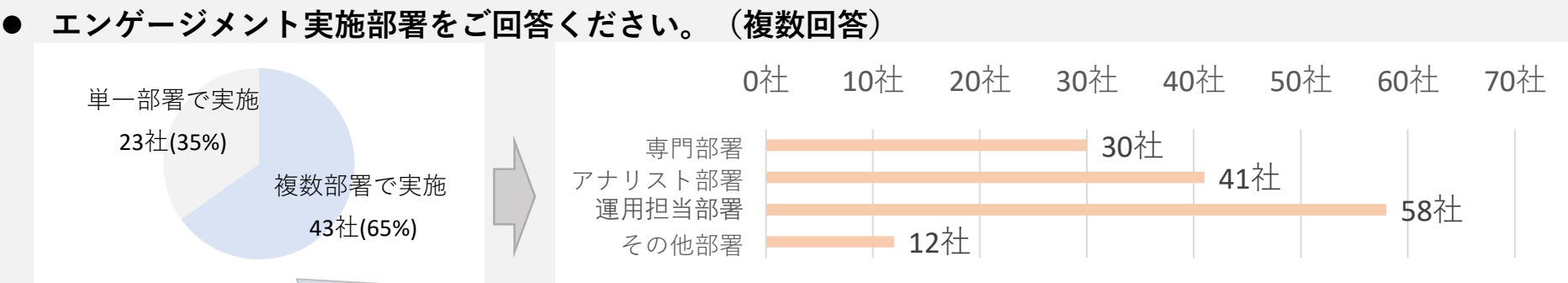
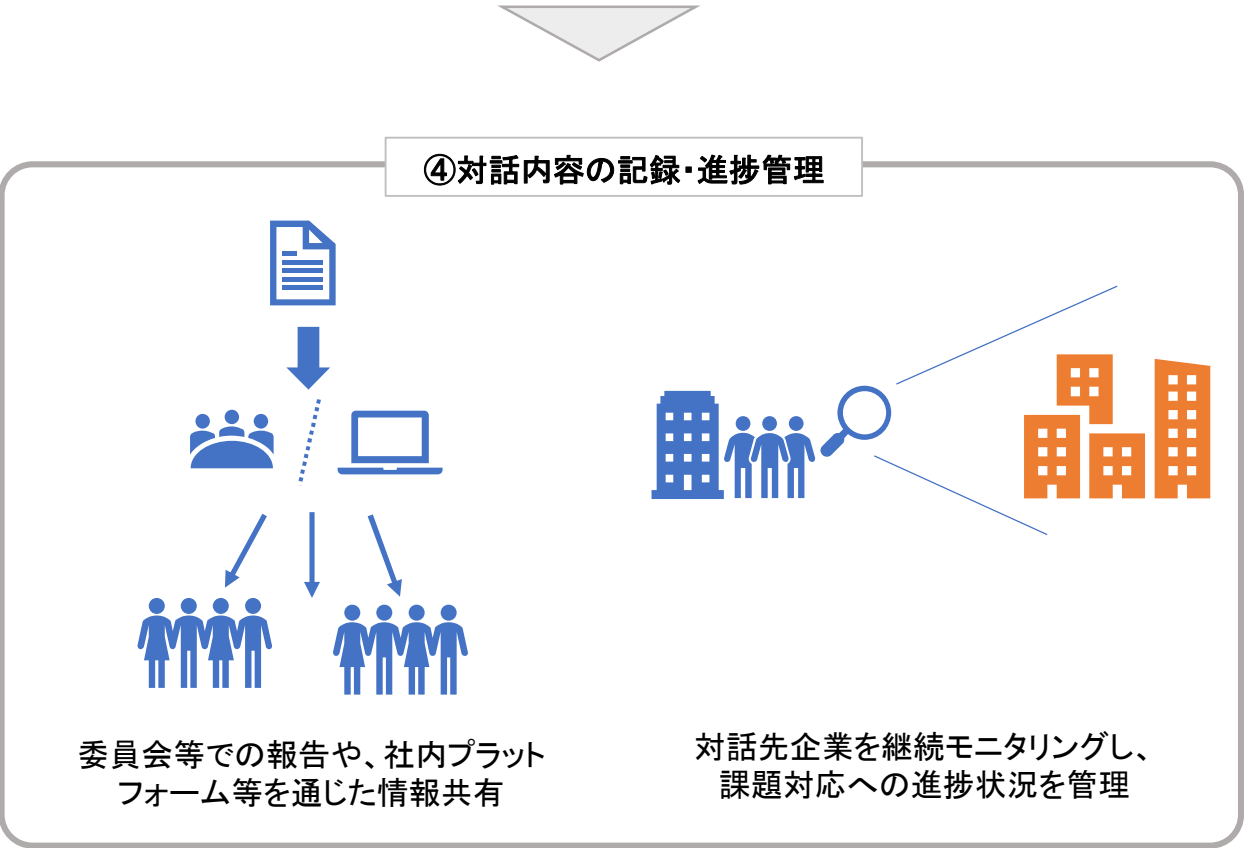
→対話内容は事業計画やガバナンス体制等に関する内容が中心

● その他

F社	ファンドで保有する企業以外でも、近い将来に保有の可能性があるアナリストが判断する企業も対象とし、企業価値を毀損する恐れのある事項や、良好な業況の企業が更なる成長と価値向上を図る上での対応事項を見出した企業を選定している。
G社	議決権行使で反対票を投じた企業という観点から選定することもある。

エンゲージメント実施体制・外部サービス及び協働エンゲージメント活用状況

- エンゲージメントについては、過半以上が複数部署で実施しており、また、単独・複数に関わらず運用担当部署を中心に実施される場合が多い。
- エンゲージメントプロセスの中で、外部エンゲージメントサービス(ESG評価会社等)を活用している社は限定的であった。
- 協働エンゲージメントについては、過半以上が「行わない」とするものの、引き続き「検討中・検討予定」とする回答が目立つ。



A社 エンゲージメントを行うアナリストの投資先企業との対話能力向上や調査能力向上が重要と考え、例えばサステナビリティ関連事項については、アナリスト全員が参加するESGリサーチ会議の開催、ESG推進部によるアナリストとのESG課題の共有化、対話事例の共有化、ベテランアナリストによる若手アナリストへの指導等を通じ、組織全体の対話能力向上を推進している。また、対話のクオリティ向上も重要と考え、対話のクオリティコントロールを行う管理者を配置し、組織全体の対話力の底上げに取り組んでいる。

● 外部エンゲージメントサービスを利用していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	68社 (100%)	(100%)
利用	8社 (11.8%)	(6.7%)
未利用	60社 (88.2%)	(93.3%)

B社 対象企業選別時や対話内容策定時において、主に企業調査の面で活用している。

● 協働エンゲージメント活動を行っていますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	68社 (100%)	(100%)
行っている	31社 (45.6%)	(49.3%)
行わない	37社 (54.4%)	(50.7%)
(必要性・有効性が認められないため)※	9社	
(他社との協働にリスクや問題点が存在するため)※	4社	
(他社との意見調整が困難なため)※	6社	
(有効なプラットフォームや社内体制が存在しないため)※	3社	
(検討中・検討予定)※	17社	

※未実施理由は複数選択可能項目のため合計は一致しない。

● 対話内容の連携方法や進捗の管理状況をご記載ください。

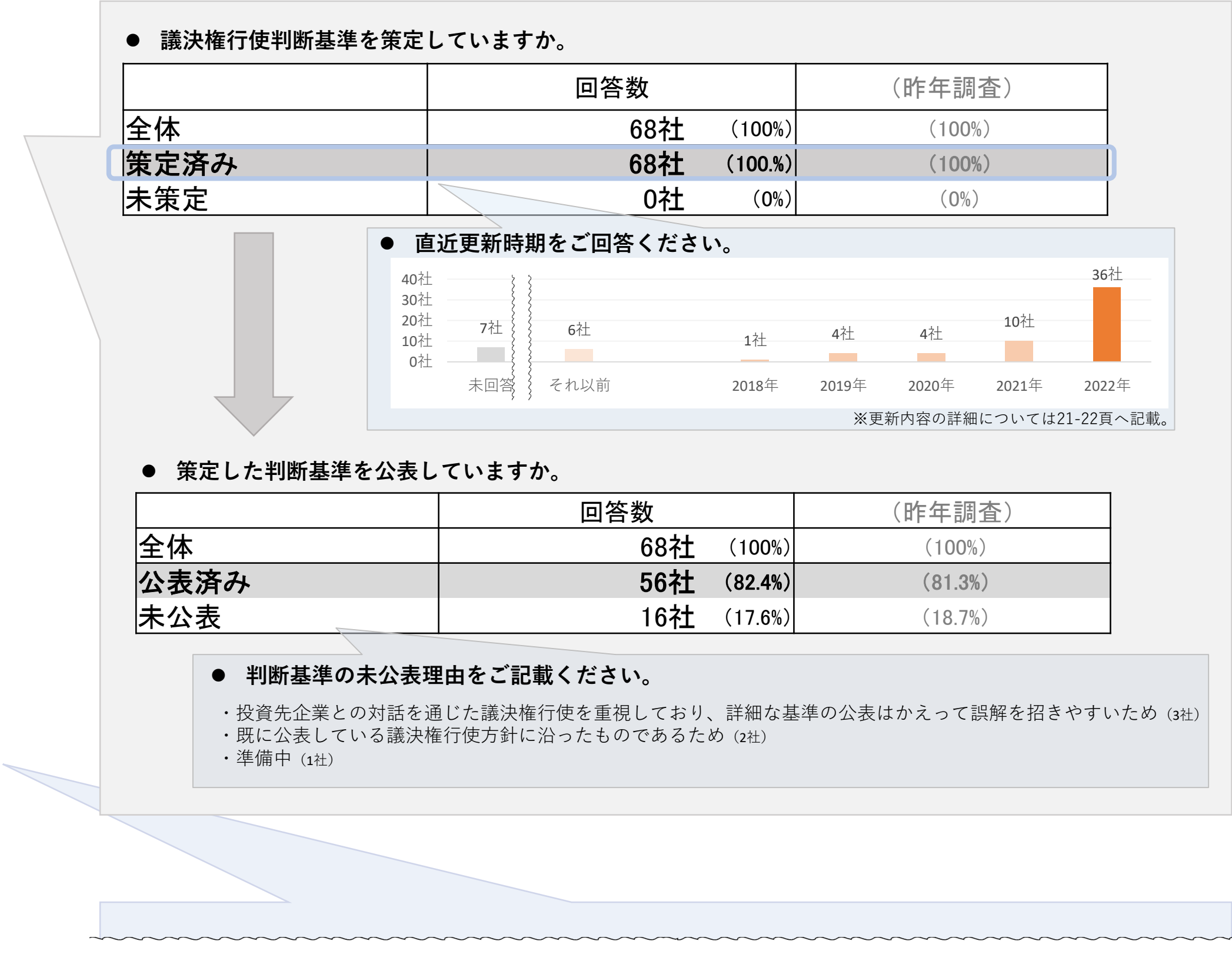
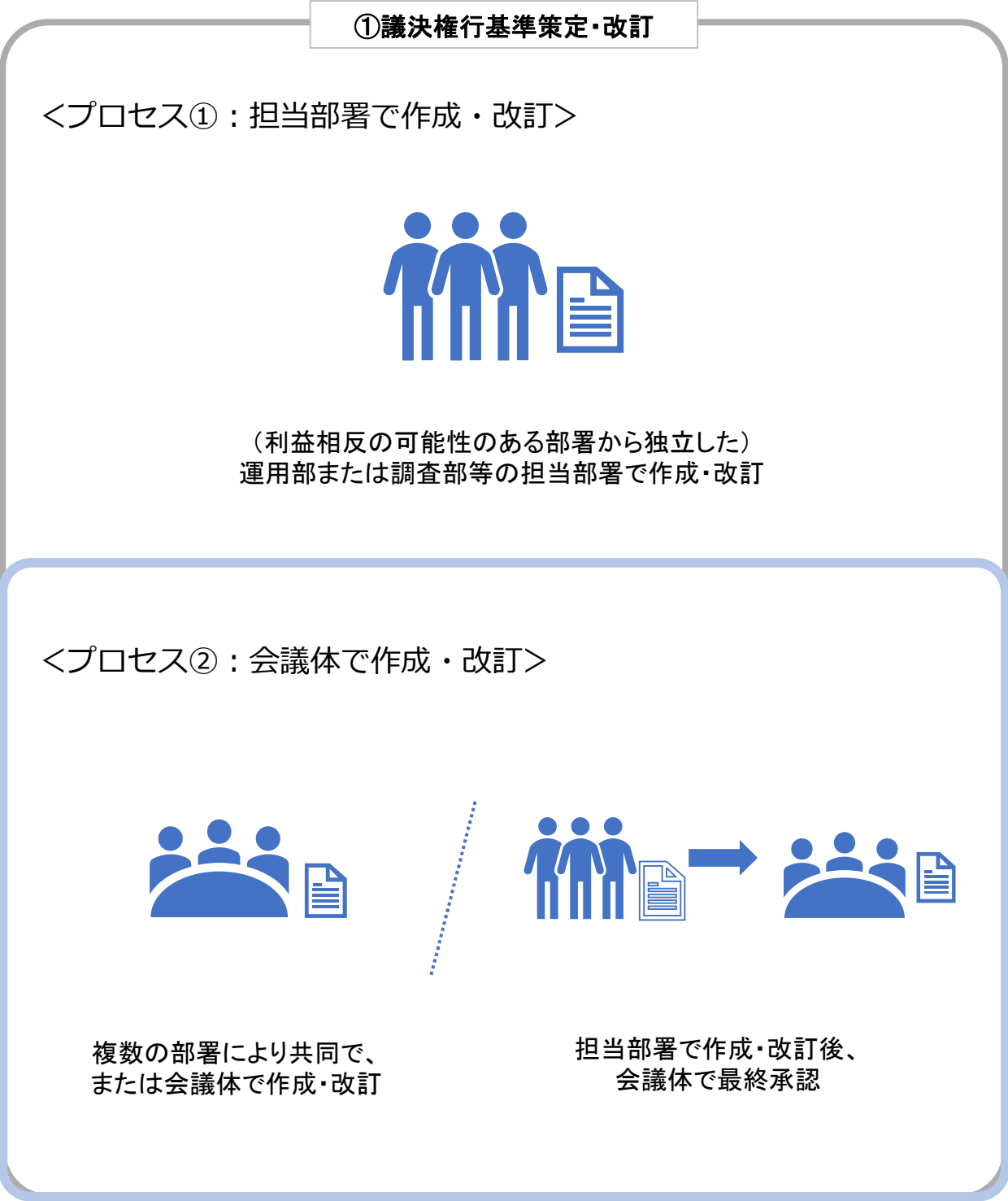
B社	対話内容はリアルタイムでアクセス可能なエンゲージメント活動記録ツールに記録すると同時に、定期の委員会等にて情報共有が行われる。後日の進捗状況については、企業の開示資料を月次でモニタリングし、課題に対する企業の対応・変化を7段階のマイルストーンで管理している。
----	---

議決権行使 関連状況

議決権行使判断基準策定状況

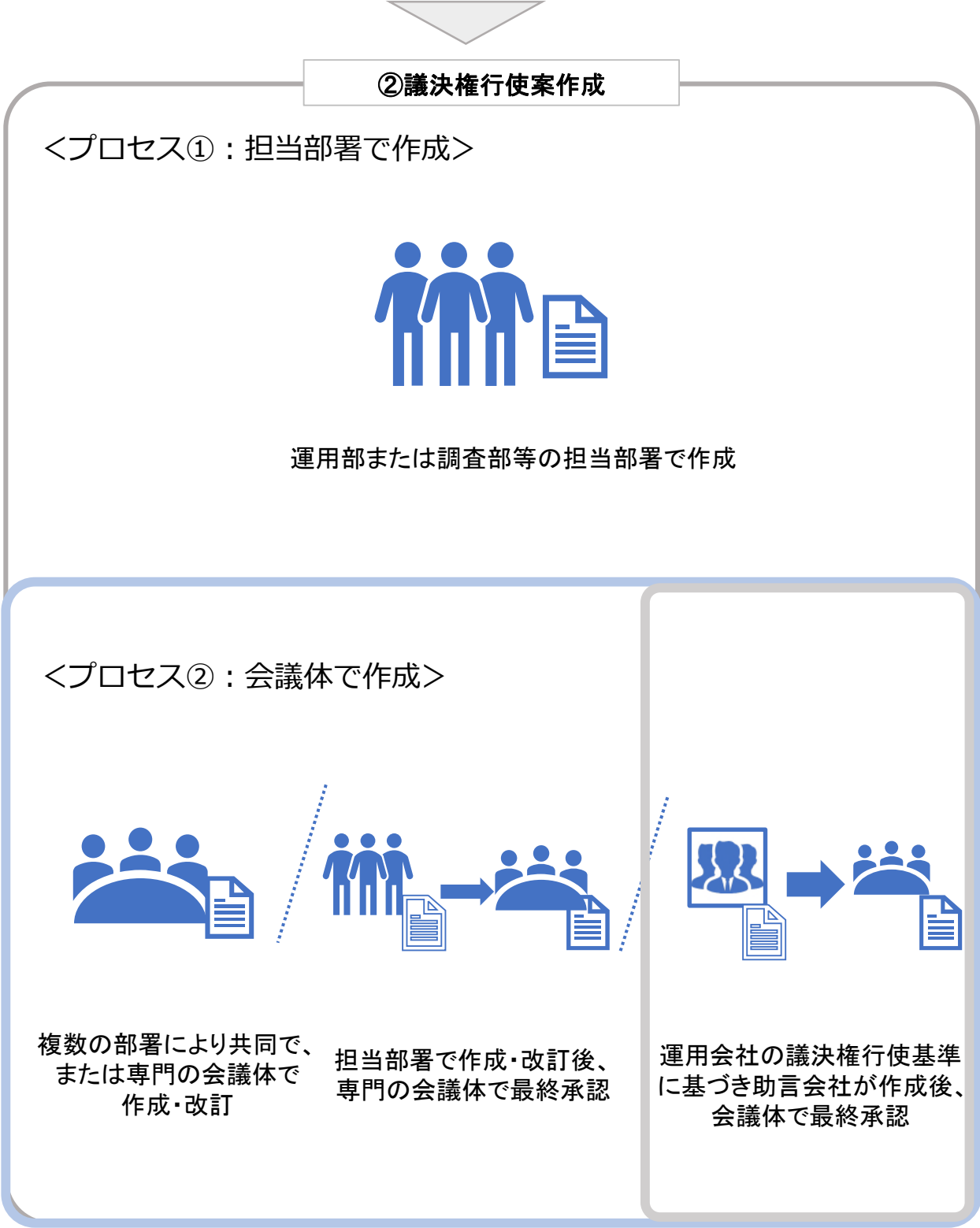
- 議決権行使判断基準については、68社全ての運用会社が策定済みであり、そのうち56社（82.4%）が自社HP等にて公表している。
- 68社のうち36社（52.9%）が2022年中に、50社（73.5%）が直近3年以内に基準の更新を行っている。（更新内容の詳細については21-22頁へ記載）

● 議決権行使プロセス



議決権行使委員会設置状況・議決権行使助言機関利用状況

- 議決権行使委員会については、68社のうち45社（66.2%）が設置済みであり、議決権行使基準策定・改訂や判断の難しい議案の審議を委員会で行う体制としている。
 - 議決権行使助言機関については、68社のうち40社（58.8%）が利用している。
- なお、各社それぞれの度合いにて活用する様子がみられるが、効率的な議決権行使の観点から助言等を用いる場合には運用会社内において妥当性についてチェックが行われ、一方、利益相反局面で用いる場合にはその回避の観点から助言等をそのまま使用する様子が伺えている。



● 議決権行使に係る委員会等を設置していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
設置済み	45社	(66.2%)	(58.7%)
未設置	23社	(33.8%)	(41.3%)

● 委員会の主な役割をご記載ください。

- 議決権行使判断基準の策定及び改訂の審議及び監督
- 運用担当者へ体系的な指図行使の権限付与、承認
- 議決権行使判断基準に基づき判断できない議案に関する指図内容の審議

→なお、10頁の「スチュワードシップ活動統括会議体」にて一元的に行われる場合もある。

● 議決権行使助言機関を利用していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
利用している	40社	(58.8%)	(52.0%)
未利用	28社	(41.2%)	(48.0%)

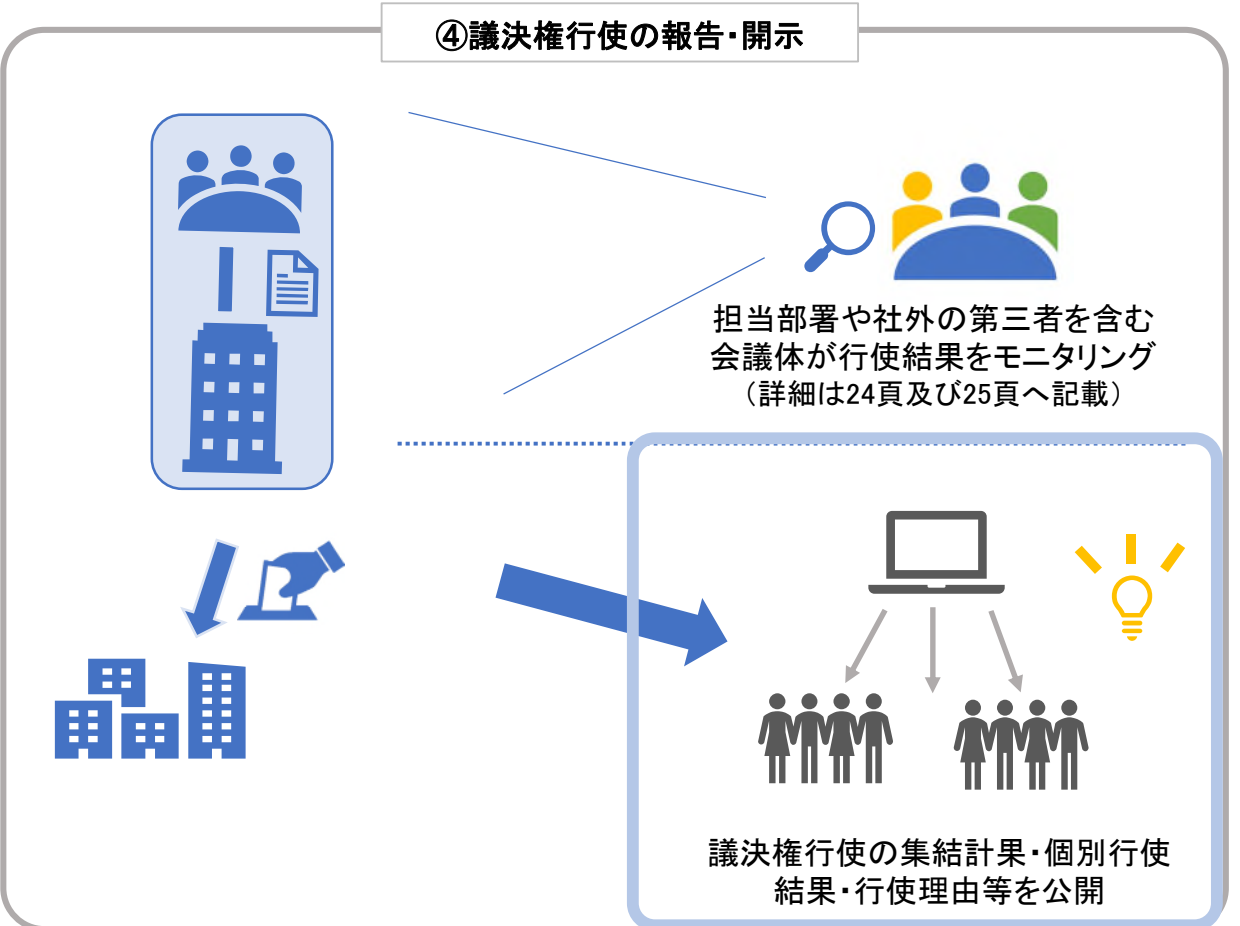
● 議決権行使助言機関の活用方法・助言策定プロセスの確認方法をご記載ください。

	A社 (効率化の観点から全体的に活用)	B社 (利益相反局面でのみ活用※)	C社 (事務代行サービスを中心に活用)
活用方法	プロセス効率化の観点から、当社ガイドラインに基づいた行使案の作成を委託している。作成された行使案については、当社が改めて個別に精査した上で最終判断を実施する。	グループ企業など、利益相反の可能性のある社に対する議決権行使については、第三者である助言会社を活用する。助言会社は、当社の議決権行使基準に基づき助言を行う。	主に、議決権行使の処理や記録管理、進捗管理などの議決権行使関連の事務代行サービスを中心に活用している。稀に個別議案に係る助言を受けることもあるが、参考情報として活用するに留めている。
助言策定プロセス確認方法	・ミクロレベルでの調査として、助言会社の推奨案と当社基準との整合性を確認。疑義が生じた場合には都度助言会社へ確認する。さらに事後的な監査として、四半期ごとに助言機関により作成されるサマリーを基に、一部の総会議案を抽出して詳細を調査する。 ・マクロレベルでの調査として、定期的なデューデリジェンスを実施。議決権行使方針、情報収集・調査体制、スタッフの適性や質、利益相反管理方針と手続き、リスク管理態勢、関係会社との状況等などについて質問状や面談・資料要請などを通じた検証・評価を行い、助言の適格性や利益相反への対処状況を確認している。 ・その他、助言の質を担保するため、助言会社によって行われるサーベイや特定助言方針の策定・改訂時の討論などへ参加し、当社としての考えを表明している。		

(※利益相反局面における活用の詳細は25頁へ記載。)

不統一行使状況・議決権行使報告状況

- 不統一行使の可能性については、68社のうち21社（30.9%）が「可能性あり」としている。
- 議決権行使の開示方法については、68社のうち58社（85.3%）が個別行使結果まで公表、さらにそのうち50社（73.5%※）が議案毎の行使理由を公表している。



● 不統一行使を行う可能性はありますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
可能性あり	21社	(30.9%)	(29.0%)
可能性なし	47社	(69.1%)	(71.0%)

● 不統一行使を行う背景をご記載ください。

・運用戦略ごとに判断をしており、別々のファンドの運用担当者が、各々が運用する当該ファンドが保有する同一銘柄について異なる議決権行使判断をした場合に行われる

● 企業・議案ごとの個別行使結果を公表していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
公表済み	58社	(85.3%)	(81.3%)
(月次)	1社		
(四半期)	22社		
(半期)	5社		
(年次)	16社		
無回答	14社		
未公表	10社	(14.7%)	(18.7%)

● 議案ごとの議決権行使理由を公表していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	58社	(100%)※	(100%)※
公表済み	50社	(73.5%)※	(69.3%)※
未公表	8社	(26.5%)※	(30.7%)※

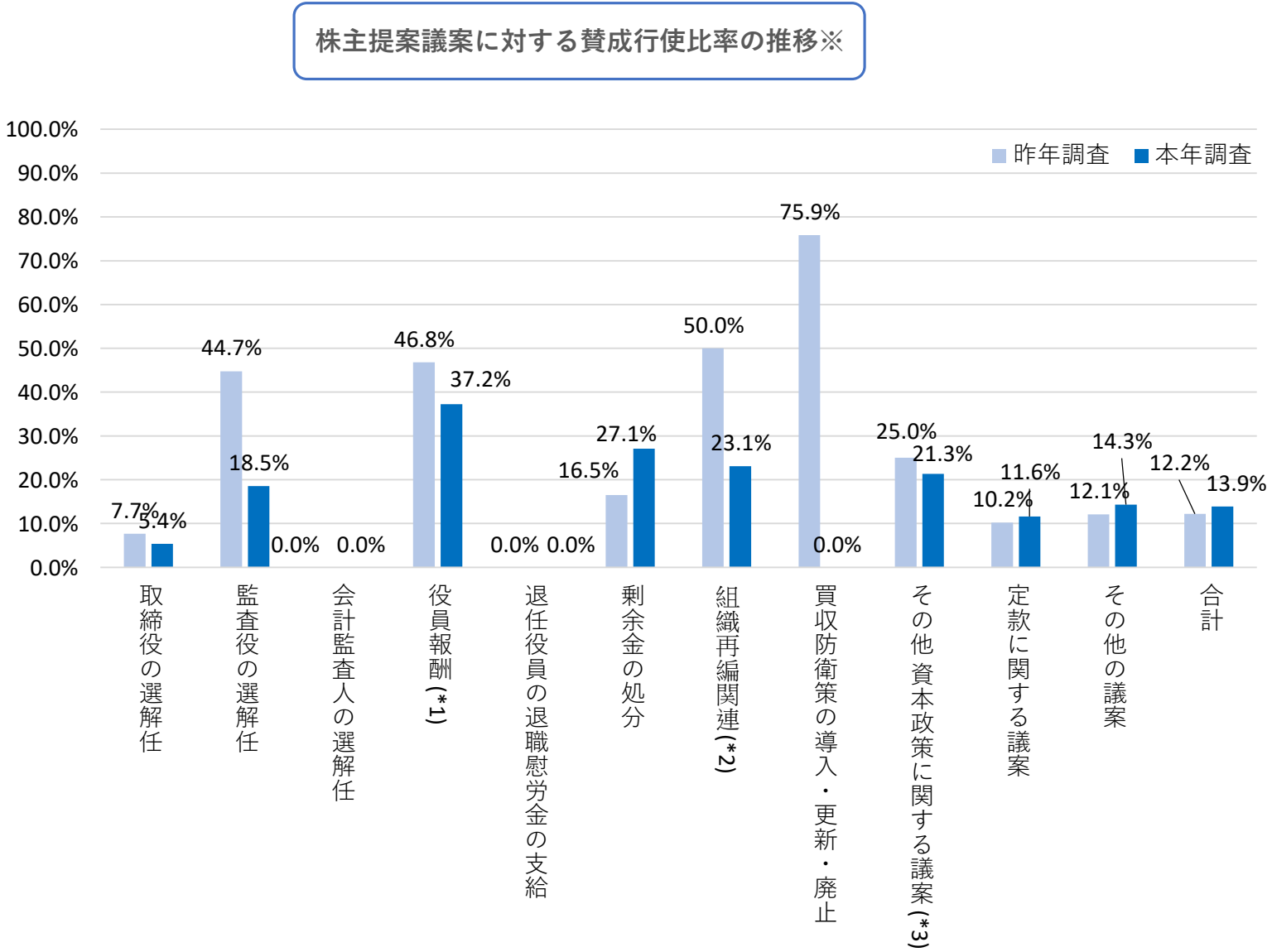
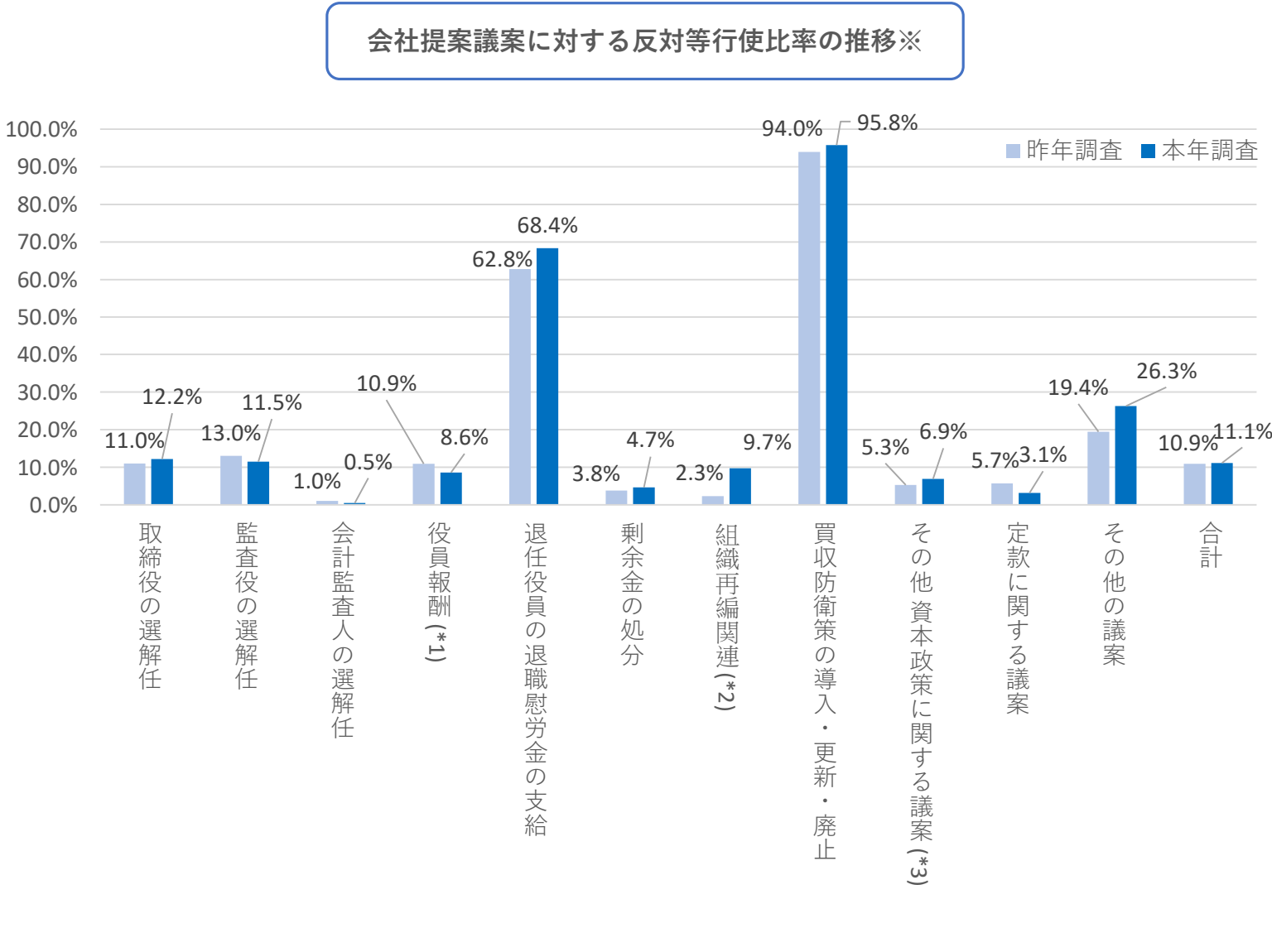
※割合は全体に対する割合を示している。

● 個別行使結果及び行使理由の未公表理由をご記載ください。

・日本株ファンドの規模が小さく、作業コストに見合わないため
・一般には開示していない投資先企業が明らかとなり、投資家の利益が損なわれる可能性があるため
・準備中

(参考) 本年度株主総会における議決権行使の状況

- 令和3年7月1日から令和4年6月30日に開催された株主総会（以下、本年度株主総会(※)）において運用会社により行使された会社提案議案の件数は534,059件。そのうち、反対及び棄権（以下、反対等）の行使件数は59,270件(11.1%)。反対等の比率が高い議案は、「退職慰労金の支給」及び「買収防衛策の導入等」である。
- 本年度株主総会において行使された株主提案議案の件数は6,820件。そのうち、賛成の行使件数は947件(13.9%)。



(※1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(※)本年のアンケート対象期間は令和3年7月1日から令和4年6月30日(5月、6月の株主総会分を含んでいれば通年だけでなく四半期等での回答も含まれる)であり、2019年以前の(5月、6月)の集計結果と異なる。

(参考) 本年度株主総会における議決権行使の状況

● 会社提案議案

議案名称		賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	反対棄権計(E) (B)+(C)	議案数合計(F) (A)+(D)+(E)	反対等比率 (E)/(F)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	342,203	47,328	221	39	47,549	389,791	12.2%
	監査役の選解任	30,864	3,998	5	4	4,003	34871	11.5%
	会計監査人の選解任	1392	7	0	1	7	1400	0.5%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (*1)	20175	1,906	2	1	1,908	22084	8.6%
	退任役員の退職慰労金の支給	673	1,457	0	0	1457	2130	68.4%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	30335	1,480	5	6	1485	31826	4.7%
	組織再編関連 (*2)	788	83	2	0	85	873	9.7%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	48	1078	1	0	1079	1127	95.7%
	その他 資本政策に関する議案(*3)	1493	111	0	0	111	1604	6.9%
定款に関する議案		46472	1,492	16	6	1508	47986	3.1%
その他の議案		214	75	1	0	76	290	26.2%
合計		471998	59,019	251	57	59270	531325	11.2%

● 株主提案議案

議案名称		賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	議案数合計(E) (A)+(B)+(C)+(D)	賛成行使比率 (A)/(E)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	53	932	1	0	986	5.4%
	監査役の選解任	33	145	0	0	178	18.5%
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (*1)	109	184	0	0	293	37.2%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	122	329	0	0	451	27.1%
	組織再編関連 (*2)	3	10	0	0	13	23.1%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	0.0%
	その他 資本政策に関する議案 (*3)	94	346	1	0	441	21.3%
定款に関する議案		457	3450	26	2	3935	11.6%
その他の議案		75	441	7	0	523	14.3%
合計		946	5837	35	2	6820	13.9%

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(参考) 今期の議決権行使判断基準更新事例①

- 取締役・監査役の選解任関連議案の行使基準について、
 - コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、独立性の定義（兼任・在任年数状況等）について見直しを行う社が多数みられた。なお、取締役会における独立取締役の構成比については多くは「（2名以上かつ）3分の1以上」を基準としているが、一部社においては更新により、支配株主（親会社を含む）が存在する企業には「過半数」を基準として課す様子もみられる。
加えて、取締役会または監査役における女性比率について、多くが「1名以上」や「10%」を基準としているところ、一部社においては、対象を限定しつつも「2名以上」や「20%」,「30%」へと更新する様子もみられた。
 - また、サステナビリティ関連活動への注目の高まりを受け、ESG関連で重要な課題を抱える企業や、情報開示が不十分な企業の実績再任議案に対し反対を検討する旨を明記するなどの更新を行う社があった。
 - そのほか、エンゲージメントの申し入れに応じない場合や、応じても対応が不十分な場合などにおいて、取締役再任議案に対し反対を検討する旨を明記する社もみられる。

● 議決権行使判断基準の更新を行っている場合ご記載ください。

● 取締役・監査役選解任関連議案の行使判断基準の更新例

A社 (独立性・構成比)	(コーポレートガバナンス・コードの改訂も踏まえ、)取締役及び監査役の独立性の基準を明確化し、その上で独立取締役が取締役会の3分の1以上(支配株主(親会社を含む))が存在する企業においては過半数)を占めることを要請する形へ更新した。取締役候補者が当社の独立性基準を満たさず、かつ当該候補者が選任されることにより取締役会全体の独立性が推奨水準を下回る場合は、原則として当該候補者に反対する。 また、独立の基準を変更したことで独立取締役の比率が3分の1未満となった場合は、当該企業とのエンゲージメントに努めつつ、対応状況によっては、翌年、指名委員会の委員長または取締役会議長に反対票を投じることを検討する。
B社 (女性管理職)	企業内のあらゆるレベルで性別の多様性が図られることを強く支持しており、先進国市場における一部対象企業において、取締役会メンバーの少なくとも30%は女性であることを期待しており、また、取締役会構成員に占める女性の比率が最低水準を満たしていない場合(かつ、直近12か月に改善する計画がない場合)には、指名委員会委員長の選任に反対票を投じ、そうした委員会がない場合は指名プロセスに責任を負うべき筆頭独立取締役の選任に反対票を投じる。
C社 (ESG)	当社独自のESGスコアを議決権行使判断に組み込み、スコアが不良かつスコア向上の計画を明確にできない企業の実績再任議案に対して反対行使を開始した。
D社 (ESG)	二酸化炭素高排出セクターにおける企業にてスコープ1または2の開示が欠如しているなど、投資家が気候変動リスクの分析が不可能となっているケースは取締役の再任に反対する旨を明記。
E社 (エンゲージメント)	再三の対話(エンゲージメント)の申し入れに対して応じない場合や、継続的なエンゲージメントを通じて改善や取組みが十分な対応がなされず、結果として中長期的な株主利益を著しく棄損、あるいはその恐れが高いと判断される場合には、議決権行使判断へ反映し、在任中の取締役の一部あるいは全員の再任について原則として反対を検討することを明記
F社 (政策保有株式)	政策保有株式の保有額について、従前では純資産の20%以上としていたところ、純資産の10%以上を占める場合は経営トップである取締役選任に対して反対することとした。

(参考) 今期の議決権行使判断基準更新事例②

- 役員報酬関連議案の行使基準については、株式報酬の対象範囲に、監督機能が疎かにならない範囲で社外取締役を含めることを容認するとの更新がみられた。
- 定款関連議案の行使基準については、近年、定款変更により可能となったバーチャルオンリー株主総会についての考え方を明記する更新が多い。
なお、議案への賛否についてはいずれの立場もみられるものの、原則賛成とする場合においては、株主の出席・議決権行使の権利が制限されない場合や、その説明が十分になされることを前提条件とする事例がみられている。
- そのほか、サステナビリティ関連活動への注目の高まりを受け、株主提案議案に対する行使基準として情報開示を求める提案について原則支持の方針を示すなど、ESG関連の提案議案への考え方を明記する社がみられた。

● 議決権行使判断基準の更新を行っている場合ご記載ください。

● 役員報酬関連議案の行使判断基準の更新例

A社	株式報酬型ストックオプションについて、より中長期的なインセンティブとするため期限を3年へと変更した。また、監督機能を重視し、社外取締役への株式報酬付与は否定的に判断していたが、投資家と同一の目線を持つことが期待できる観点から、監督機能が疎かにならない場合には賛成できることとした。
----	--

● 買収防衛策関連議案の行使判断基準の更新例

B社	買収防衛策を導入・更新する議案は一律反対としていたが、独立した社外取締役が過半数いる場合等に賛成するよう変更した。
----	---

● 定款関連議案の行使判断基準の更新例

C社	バーチャルオンリー株主総会に係る定款の変更は、日本市場における諸制約を踏まえ株主総会の柔軟な運営の促進を意図するものであり、また事前に経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けなければならない、こうした規制当局による包括的な指導を考慮すれば、株主の権利が損なわれるとは考えにくいと判断できる。よって当社は、株主総会に出席する、または議決権を行使する株主の権利が奪われないことを前提に、原則として賛成をする。
D社	ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は支持するものの、バーチャルオンリー株主総会については、参加できる株主が制限されることへの懸念が払しょくできないため、その開催がパンデミックなどの非常事態の場合に限定され、かつその旨が株主招集通知等で説明されるべきと考えており、その旨を明記をした。

● その他（株主提案）議案の行使判断基準の更新例

E社	社会課題関連の株主提案について、ダイバーシティを含む従業員に関するデータの開示を求める提案を支持することを明記した。
F社	TCFDなどの気候変動に関する開示を求める議案で、実際に適切な内容の開示が行われていない場合には、個別具体的な行動までを一義的に指定する内容で企業価値向上に資すると判断できない場合を除き、原則賛成とすることを明記した。

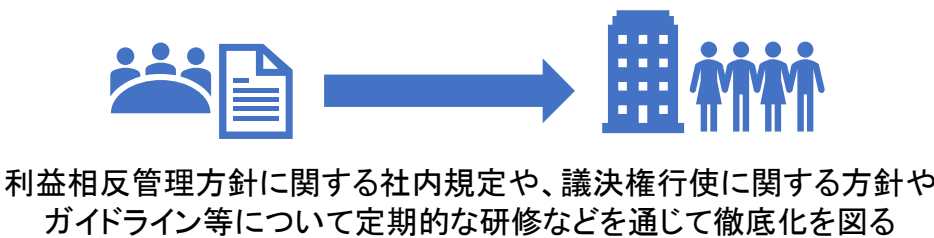
利益相反管理 関連状況

利益相反防止方針策定状況・類型特定状況・体制整備状況（専門部署設置状況）

- 運用会社における利益相反管理の方策・方法については、「方針や規定遵守の徹底」「独立した議決権行使プロセスの確保」「専門部署等によるモニタリング」「第三者によるモニタリング」「助言会社の利用」が代表的である。
- 利益相反管理方針については、68社全ての運用会社が策定済みである。またそのうち63社（92.6%）が利益相反局面を特定の上、類型化して管理をしている。
- 利益相反管理専門部署等については、68社のうち58社（85.3%）が「設置済み」との回答であった。

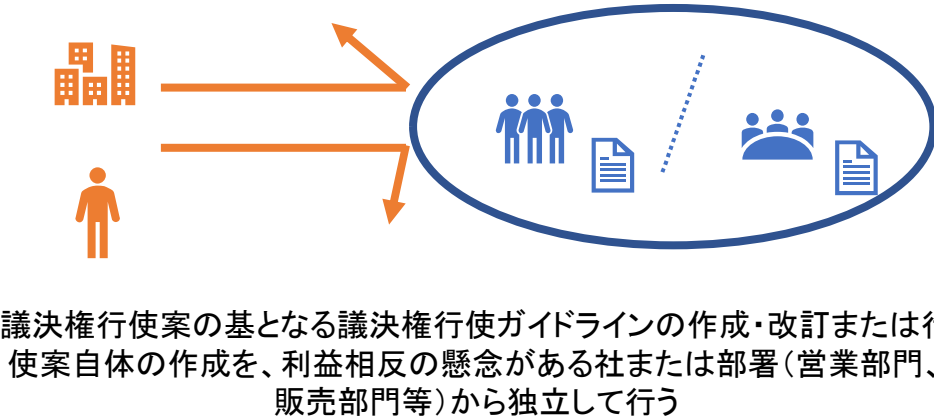
● 利益相反管理のための方策

<方策①：方針や規定遵守の徹底>



● 利益相反管理方法

<方法①：独立した議決権行使プロセスの確保>



<方法②：専門部署等によるモニタリング>



● 利益相反防止に関する方針を策定していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	68社 (100%)	(100%)
策定済み	68社 (100%)	(100%)
未公表	0社 (0%)	(0%)

(独立して策定) 38社
(SC対応方針内で策定) 12社
(顧客との運営原則内で策定) 1社
(その他(社内規定等)) 16社

● 利益相反が生じる局面（類型）の特定を行っていますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	68社 (100%)	(100%)
行っている	63社 (92.6%)	(89.0%)
行っていない	5社 (7.4%)	(11.0%)

● 類型特定の未実施理由をご記載ください。

A社	当社は独立した単一企業であり、グループと顧客間における利益相反は生じにくい体制である。また、運用ファンドが1つのみであり、ファンド間の利益相反は生じない。加えて、自己資金での設定はおこなわない方針であり、販売経路は直接販売のみであることから、販売会社と顧客間における利益相反も生じない。
B社	当社独自の体制や規模を踏まえ、十分な利益相反の防止体制を築いており、類型を特定することは不要と判断している。

● 利益相反管理を専門とする部署を設置していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	68社 (100%)	(100%)
設置済み	58社 (85.3%)	(81.3%)
未設置	10社 (14.7%)	(18.7%)

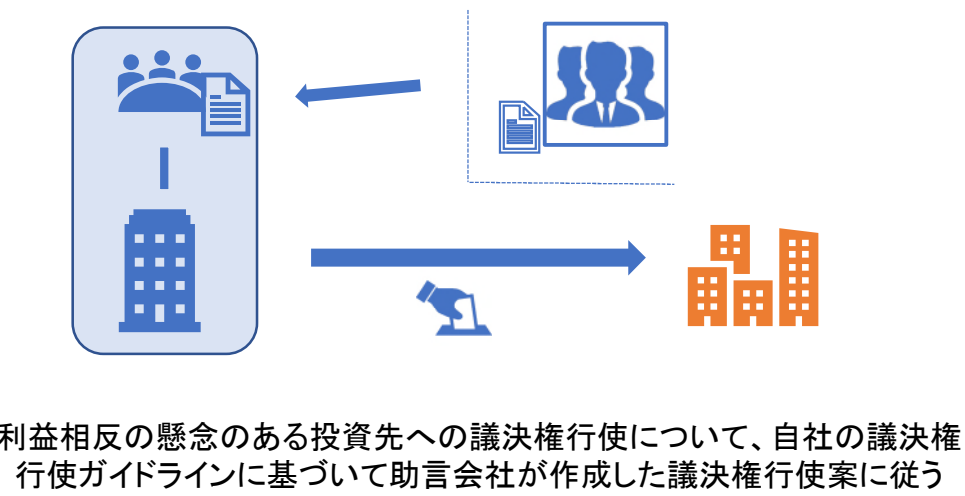
体制整備状況（第三者委員会委員会設置状況）・助言会社推奨適用状況・その他取組み

- 利益相反管理のための第三者委員会等については、68社のうち23社（33.8%）が「設置済み」との回答であった。
- 議決権行使助言会社の推奨適用については、68社のうち31社（45.6%）が「行っている」との回答であった。
- 以上のような代表的な利益相反管理方法以外にも、戦略などに応じ、「議決権行使の棄権」や「利益相反の恐れのある企業への投資の禁止」などを行う社もみられる。

＜方法③：第三者によるモニタリング＞



＜方法④：助言会社の利用＞



● 利益相反管理のための第三者委員会等を設置していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
設置済み	23社	(33.8%)	(26.7%)
未設置	45社	(66.2%)	(73.3%)
(代わる組織や仕組みがあるため)※		26社	
(戦略やビジネスモデルに適さないため)※		9社	
(規模や社内リソースに適さないため)※		11社	
(設置予定・手続き中)※		2社	

※複数選択可能項目のため合計は一致しない。

● 委員会の主な機能や役割をご記載ください。

A社	スチュワードシップ活動統括会議体（または議決権行使に係る委員会）が決定した業務全般について利益相反状況を監視している。第三者委員会のメンバーは、スチュワードシップ活動統括会議体（または議決権行使に係る委員会）へ陪席し意見を述べると同時に、必要に応じてスチュワードシップ活動統括会議体や経営会議へ改善を勧告し、その内容を取締役会及び監査委員会に報告する。
----	--

● 関係会社に対する議決権行使などについて議決権行使助言会社の推奨を適用していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
行っている	31社	(45.6%)	(42.7%)
行っていない	37社	(54.4%)	(57.3%)

※その他の助言会社活用例は17頁へ記載。

● その他、利益相反管理のために行っている取組みがある場合ご記載ください。

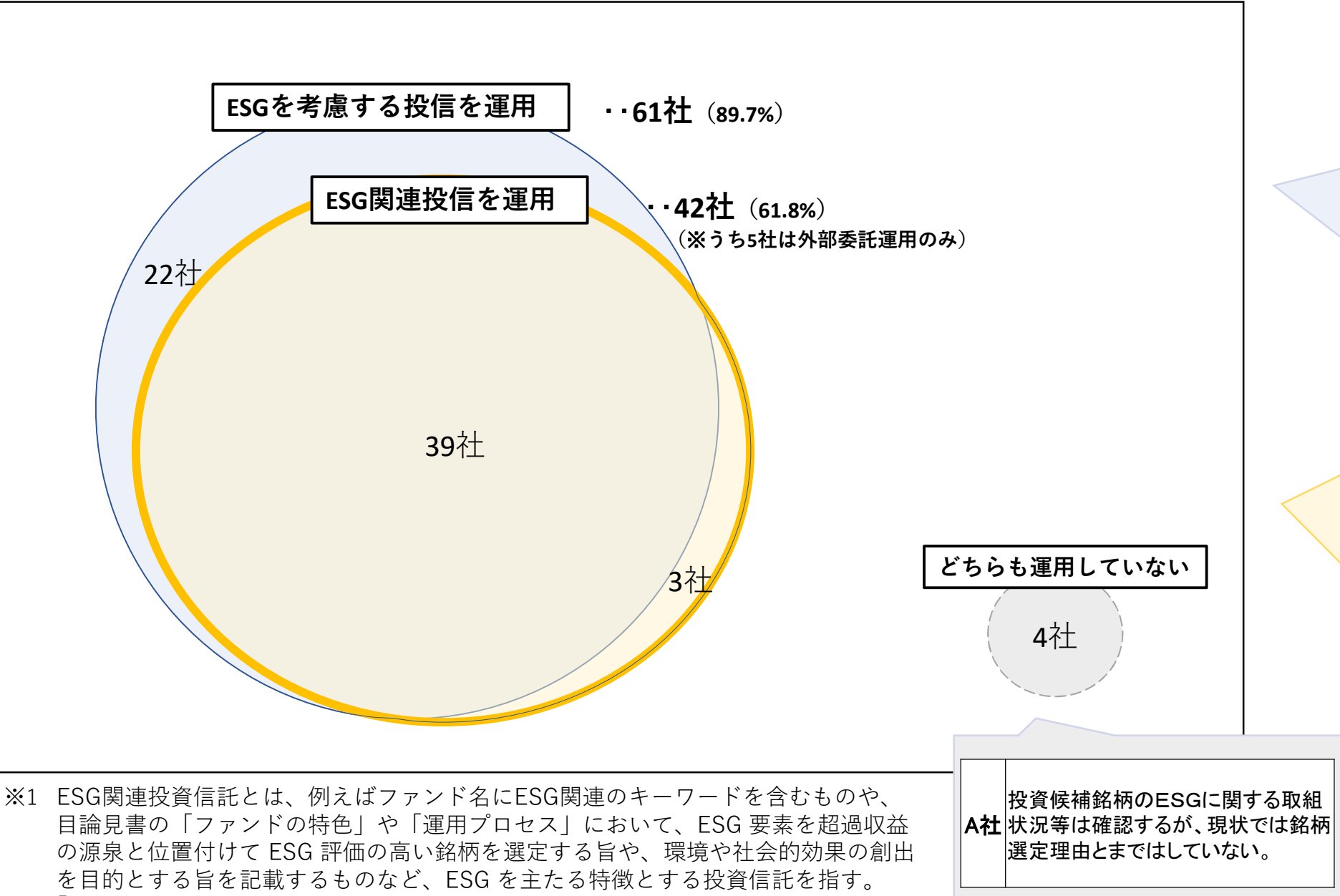
A社	議決権行使判断の独立性・整合性を維持するための体制を整備しているが、それでもなお 重大な利益相反の可能性が認められた場合 、第三者委員会にて行使判断を求めるか、顧客に事前に行使判断の同意を得るか、場合によっては 棄権 をする。
B社	当社はアクティブ運用のみを行っており、 利益相反の恐れのある企業への投資を原則禁止 している。

サステナビリティ 関連状況

ESG関連投信等の運用状況・体制整備状況

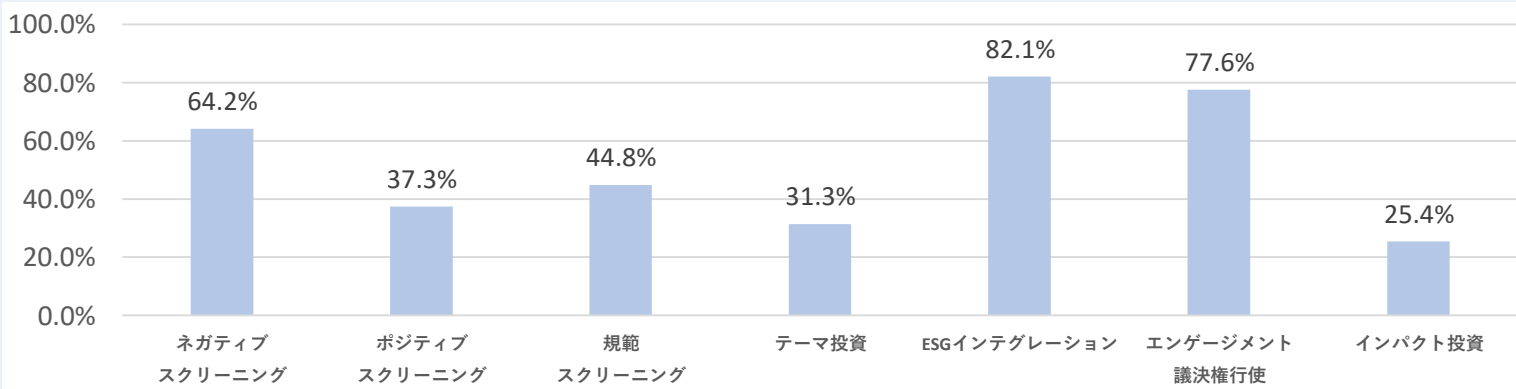
- ①ESG関連投資信託※1の運用の有無を尋ねたところ、68社のうち42社（61.8%）が「運用している」との回答であった。
また、②ESG関連投資信託に該当しないものの調査・分析・選別でサステナビリティ（ESG）要素を考慮する※2投資信託の運用の有無を尋ねたところ、68社のうち61社（89.7%）が「運用している」との回答であった。
国内株式を自社運用する運用会社68社のうち64社が、①②のいずれかを運用しており、高い割合でESG要素の考慮が行われている様子が伺える。
- サステナビリティに関する取組方針については、自社でESG関連投信を運用する37社のうち31社（83.8%）が「公表済み」との回答であった。
- サステナビリティ（ESG）統括会議体※3については、自社でESG関連投信を運用する37社のうち21社（56.8%）が「設置済み」との回答であった。

- ①ESG関連投資信託※1を運用していますか。
- ②ESG関連投資信託に該当しないものの調査・分析・選別でサステナビリティ（ESG）要素を考慮する※2投資信託を運用していますか。



【ESG関連・考慮する投信を運用する全社】

- 採用している投資手法をご回答ください。（複数回答）



【自社でESG関連投信を運用する社】

- サステナビリティに関する取組方針を公表していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	37社	(100%)	未実施
公表済み	31社	(83.8%)	
未公表	5社	(16.2%)	

- サステナビリティ（ESG）統括会議体※3を設置していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	37社	(100%)	未実施
設置済み	21社	(56.8%)	
未設置	16社	(43.2%)	

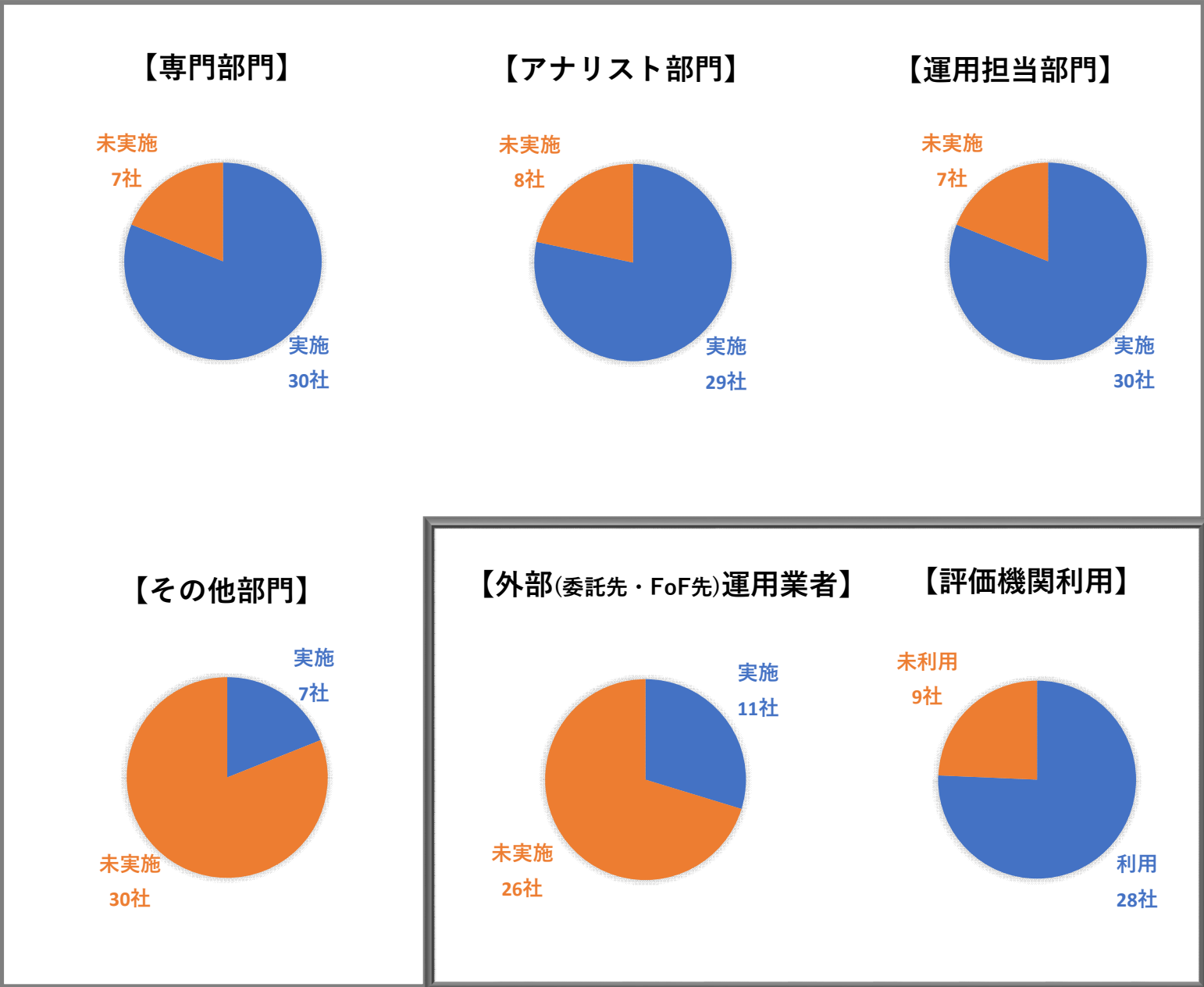
※3 10頁の「スチュワードシップ活動統括会議体」以外の会議体の有無を尋ねる設問である。

サステナビリティ（ESG）要素評価・分析実施状況

- サステナビリティ（ESG）要素の評価・分析実施主体は様々だが、自社でESG関連投信を運用する37社のうち30社（81.1%）は専門部門にて行う体制としている。
 - 自社でESG関連投信を運用する37社のうち、11社（29.7%）は外部運用業者へ委託する形での評価・分析も行っている。
 - 自社でESG関連投信を運用する37社のうち、28社（75.7%）は外部評価機関での評価・分析を（も）活用している。
- なお、外部評価機関を活用する場合は、対象とする銘柄範囲や分野の異なる社を複数活用する場合が多い。また、活用の際には自社ESGレーティング時の参考データとして用いるなど、あくまでも参考情報としての活用にとどめる様子がみられている。

【自社でESG関連投信を運用する社】

- サステナビリティ（ESG）要素の評価・分析実施主体をご回答ください。（複数回答）



● 専門部署の主な役割をご記載ください。

A社	専任チームを設けており、下記の役割を行っている。 ・個別銘柄やポートフォリオのESG特性分析及び運用チームへの情報提供 ・エンゲージメント及び議決権行使活動における補佐 ・全般的な動向、また立法・規制・法務面の個別動向の調査及び評価体系への組み込み ・関連イニシアティブ・外部会議体への参加・社内連携 ・顧客向けESG関連調査レポート等作成（補助）
B社	投資先企業の長期的な企業価値増大の観点からESG情報等は非常に重要な要素であるものの、ESG情報等のみをもって判断するものではなく、他の競争環境・規制・財務等の要因に関しても総合的な分析・評価をする観点から、独立した専門部門としての形式としていない。

● 外部運用業者のモニタリング方法をご記載ください。

C社	新規採用時のデューデリジェンスに加えて、下記のとおり定期的なモニタリングを実施している。 月次：推進体制、ポートフォリオ状況、運用パフォーマンス、業界動向について説明を受ける場を設ける。 年次：質問票送付による情報収集（ESG方針・推進体制・ESG評価反映方法・議決権行使及びエンゲージメント状況・全社的な取組状況等の項目） 非定期：インタビューによる定性評価 これらを総合的に鑑み、当社独自の複数の評価項目で、それぞれ評価付けを行っている。また、これらの流れは内部運用ファンド管理の流れと関連付けて行われており、内部運用と外部委託商品の間で品質や情報開示に差が出ないよう横断的に管理される。
----	--

● 外部ESG評価機関の活用方法・評価策定プロセスの確認方法をご記載ください。

D社	
活用方法	対象としている銘柄範囲や得意とするESG分野の異なる社を複数活用している。 入手した評価データは、自社ESGレーティング時の参考データとして活用され、リサーチからポートフォリオ構築、モデリング、レポートニング、さらにエンゲージメント対象企業選定時など、投資プロセスの全ての段階にて間接的に活用されている。 なお、各プロセスの担当者は、自社ESGレーティングに加えて外部ESG評価機関の評価も参照できる体制となっている。
評価策定プロセス 確認方法	前提として、外部ESG評価機関の情報を活用する際は、あくまで参考情報として活用するにとどめており、外部ESG評価機関の情報だけをもって投資判断を行うことはしていない。 その上で、新規採用時のデューデリジェンスに加えて、社内のESGデータ委員会の監督・検証の下で、下記のとおり定期的なモニタリングを実施している。 ・自社スコアとの比較なども踏まえ、データ活用時に生じた疑問等を定期的に照会。必要に応じて意見交換を実施し、体制やプロセスについて説明を受ける。場合によっては手法に関する見直しの提案や要請を行う。 ・加えて、年次でアンケート調査を実施し、意見交換の内容をより詳細化した内容（ESGリサーチの体制・プロセス・データソース・クオリティ管理、コンプライアンス及びリスク管理体制、ESGに関するイニシアティブの参加状況など）を尋ねている。

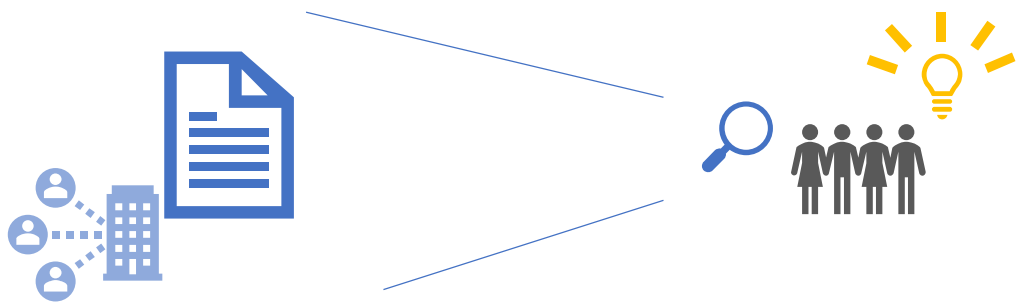
自己評価・開示 関連状況

自己評価実施状況・開示上の工夫

- スチュワードシップ活動に対する自己評価については、68社のうち59社（86.7%）が「実施」としている。
なお、自己評価については、1年ごとの頻度で行われる場合が多く、これらの評価をエンゲージメントや議決権行使の状況と共に取りまとめた上で、「スチュワードシップレポート」として一元的に自社HP上などにて開示する工夫が多くみられる。
- その他、「スチュワードシップレポート」の公表頻度を高める事例や、定期的なオンライン運用報告会を開催し対話内容等について説明する事例、特定のイベント等を開催し受益者と投資先企業が直接的に対話を行うことが可能な機会を設ける事例など、多様な工夫がみられている。

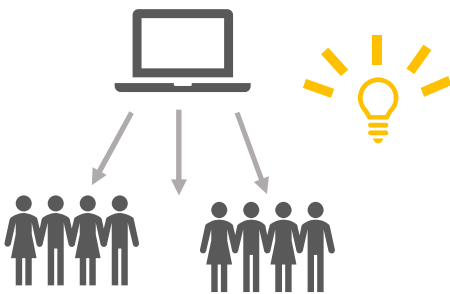
● 開示のための工夫

<方法①：各種レポートの公表>



スチュワードシップ活動全般について、自己評価レポートやスチュワードシップレポートなどを公表する

<方法②：自社HP上での整理>



自社HPにて、各種方針や取組み、自己評価・レポートなど、スチュワードシップに係る取組状況を一元的確認できるように整理する

【スチュワードシップ全般】

- 自社のスチュワードシップ活動に対する自己評価を実施していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	68社	(100%)	(100%)
実施	59社	(86.7%)	(68.0%)
(1年ごと)	38社	(79.4%)	(61.3%)
(半年ごと)	12社	(4.4%)	(5.3%)
(特定条件該当時)	1社	(0%)	(0%)
(その他)	2社	(2.9%)	(1.3%)
未公表	6社	(8.8%)	(1.3%)
無回答	3社	(4.4%)	(30.6%)

- 自己評価の主な実施組織をご記載ください。

- ・スチュワードシップ委員会・責任投資委員会（17社）
- ・運用部署（11社）
- ・スチュワードシップ活動推進専任部署（10社）
- ・コンプライアンス部署（4社）
- ・取締役会（2社）

- 自己評価の未実施理由をご記載ください。

- ・規模や社内リソースに適さないため（1社）
- ・検討中（3社）

※昨年調査では任意での回答項目であり無回答が多数。

- 自社のスチュワードシップ関連の取組みを体系的に開示するための工夫があればご記載ください。

A社 (レポート拡充)	エンゲージメントや議決権行使などの活動実績をタイムリーに報告するため、従来より作成しているスチュワードシップレポートを、四半期ごとに作成することとした。作成したレポートは、スチュワードシップに係る取組みを一元的に確認できるように整理された自社HP上で公表される。
B社 (その他)	「投資先企業と運用会社との間で企業価値向上を目指した建設的な対話が行われることが投資家にとっても重要な事項である」との認識の下、月次でオンライン運用報告会を開催しており、企業との対話内容について詳細に説明しているほか、年に一度の年次総会で、投資先企業の事業拠点を見学し、受益者と投資先企業が直接対話をする機会を設けている。

開示上の工夫

- 全社的なサステナビリティに係る取組みの開示については、従来の「スチュワードシップレポート」の内容に自社のサステナビリティに係る取組みの説明を一部充実させる工夫や、コーポレートサステナビリティの内容を体系的に整理した「サステナビリティレポート」等を発行する工夫、またそれらを自社HP上にて体系的に開示するなどの工夫が多くみられる。
- ESG関連投信の特徴や取組みに係る開示については、自社の「ESGファンド」の定義を定め目論見書等にて開示する事例や、月次報告書や年次レポートにおいて「ESG要素の考慮がファンドの信託財産の成長にどう寄与しているのか」、「ESGのどの項目をマテリアリティとして評価しているのか」や、「ファンドが与える社会的なインパクト」、「全企業の取組状況」を開示する事例、またオンライン運用報告会等を実施し投資先企業に対する自社の評価や対話事例を開示する事例など、投資家に正確に理解してもらうための多様な工夫がみられている。

【サステナビリティ関連】

- 自社のサステナビリティに係る取組み等を体系的に開示するための工夫があればご記載ください。

A社 (レポート拡充)	定量的な指標について、TCFD提言への対応として運用資産における温室効果ガス排出量をTCFDレポートにて開示するとともに、内容の一部をスチュワードシップレポートへ取り入れている。
B社 (レポート拡充)	サステナビリティへの取組みを積極的に発信するため、従来の「スチュワードシップレポート」の内容に加え、コーポレートサステナビリティの内容も加えた「サステナビリティレポート」を発行した。
C社 (HP充実)	HP上の「責任投資への取組み」に開示情報を集約し、方針や、体制、運用プロセス、取組状況等が体系的に分かるよう工夫するほか、その時々の特ピックについて当社の考え方を示したレポートを掲載している。(議決権行使結果データやトレンド、特定のトピックの分析など)
D社 (その他)	当社のサステナビリティにおける取組みや考え方などを周知する目的から、フォーラムを主催している。本年は、脱炭素社会に向かうトランジション期の投資に焦点を当てた当社の全社的な取組や方針を、Web上で配信し、当社の取組みをご理解いただけるよう努めている。

- ESG関連投資信託としての特徴や取組みを投資家に正確に理解してもらうために実施している開示の工夫があればご記載ください。

E社 (区分整理)	社内において、ファンドの設定目的や運用方針等を基にファンドを分類し、「ESGファンド」の定義を行っている。 定義の考え方は、ESG投資の前提となる当社独自のESG評価の考え方と併せてHP上で開示するとともに、目論見書等の開示書類上へ記載している。
F社 (目論見書)	目論見書にて運用プロセス(銘柄選定プロセス)においてESG要素をどのように組み込んでいるかを記載している。
G社 (月次報告書)	月次報告書にて、上位組み入れ銘柄のESGスコアやESG関連活動への取組事例について開示しているほか、ESG要素の考慮がファンドの信託財産の成長にどう寄与しているのか、また、ESGのどの項目をマテリアリティとして評価しているのかを解説している。また、エンゲージメント対象企業選定時の考え方や、対話時の視点などについても記載している。
H社 (年次レポート)	一部ファンドにおいて、「ファンドが与える社会的なインパクト(GHG排出量やWACIなど)」や、ポートフォリオで保有している全企業の「環境に対する取組状況」などをファンドレポートとして年次で公開している。
I社 (HP)	ESG関連投信を一覧で確認できるページを設け、さらにそれぞれのファンドのESG投資手法を比較可能な形で整理している。 また主なファンドにおいては特設サイトを設け、ユニバース選定や銘柄選定等の運用プロセスを公開すると同時に紹介動画等を作成し、特徴を誤解無く理解できるよう工夫に努めている。
J社 (その他)	月次のオンライン運用報告会を実施し、運用状況に加えて、投資先企業のESGレーティングやGHG排出量の開示を行っているほか、当社としての評価や投資先企業との対話事例を紹介している。
K社 (その他)	投資家がESGの観点から商品を比較しニーズに合ったものに投資できるよう、当社のすべての公募ファンドとETFにおいて、温度指標と、ESGの観点から懸念のあるビジネス関与へのエクスポージャーをHP上で開示している。ポートフォリオにおけるネットゼロへの移行の道筋を確認できるようにすることで、より多くの投資家が気候関連目標の管理と達成を実現できるよう支援することを目的としている。

(参考資料)
スチュワードシップ活動上の課題

（参考資料） スチュワードシップ責任を果たす上での課題

- スチュワードシップ責任を果たす上で課題に感じていることがあればご記載ください。

- **エンゲージメント関連**

A社	対話相手について、IR担当者が選出される場合が多いが、担当者の権限や立場等の背景により単なる説明係としての機能のみしか備えない場合があり、双方向での実効的な意見交換が難しい場合がある。IR担当者やIR部署が取締役会等にオブザーバーとして参加する形とするなど、権限や機能を見直すことで、経営層に対して投資家とのコミュニケーション内容が定期的にアップデートされることが望ましい。または、IR担当者のみでなく、経営層（必要に応じて社外取締役）と直接話し会える機会が増えることが望ましい。
B社	当社運用の日本株ファンドの規模が小さく、投資先への訪問を受け入れてもらえず、対話自体が困難な場合がある。また、外部ベンダー等を活用したアンケート調査を実施するにも、企業のキャパシティ(人員、対応言語など)の問題で回答されていないケースが多い。そのため、議論のベースが確保できない場合も多い。
C社	説明会を実施している企業であっても、債券投資家には案内を送らない事例があるなど、企業が債券投資家に対話の対象として認識していない場合がある。

- **議決権行使関連**

D社	取締役や監査役の候補者の経歴やスキルなどの適格性、またダイバーシティの観点での情報開示が不十分な場合がある。例えば、取締役会のダイバーシティを判断する情報として、本人が「自分はこうである」と届けた情報が記載されると良い。
----	--

（参考資料） スチュワードシップ責任を果たす上での課題

● スチュワードシップ責任を果たす上で課題に感じていることがあればご記載ください。

● サステナビリティ関連

▶ データ提供機関関連

A社	企業のESGに関する情報開示内容とデータ範囲の標準化が途上であることを背景に、ESG格付け機関各社が独自の情報収集と調査方法を開発している結果、評価の質や範囲が各社ごとに大きく違っている場合がある。また、提供されるESG関連データの定義等が異なり、比較しにくい場合がある。
B社	提供される評価はバックワード・ルッキングに基づいており、将来に向けた取組み等が考慮されていない。フォワード・ルッキングの考えに基づき、エンゲージメント等を通じてESG改善を目指す企業・もしくはその過程にある企業への投資にそぐわない場合がある。

▶ 企業の情報開示について

C社	チェックボックス的に数値情報を羅列するのではなく、自社にとってのマテリアリティを特定し、掲げるマテリアリティと経営戦略との整合性を、中長期的な企業価値への影響を踏まえた上でストーリーとして開示されることが望ましい。また、これらの説明に基づいた意欲的な目標と、目標達成のための戦略及び適切なコーポレートガバナンス体制についての説明と、それらに対する年次での取組状況やパフォーマンスについて定期的に報告されることが望ましい。なお、これらの達成には企業のIR部門と関係各部署との連携が必要不可欠であり、企業内部の部署ごとの垣根を横断して取り組むことが期待される。
D社	企業側の開示については、環境整備が整えられつつあると認識しているものの、業種・企業ごとにESG各要素の重要性が違うこと、また多くの場合定性情報の開示となり得ること、さらに定量情報で開示される場合も企業ごとに計算方法やフォーマットが異なる場合があることから、引き続きESG評価の体系的な企業間比較は困難な状況である。
E社	定性・定量情報共に評価の妥当性の確認が困難な点が引き続き課題であり、評価・分析方法の開示や、開示数値への第三者機関による検証など、納得性の高い開示内容となるための工夫がなされることが望ましい。
F社	ガバナンス体制に加えて、環境・社会関連の対話、特に従業員レベルにおけるダイバーシティの取組みや、従業員の働き方、育成、人的資本についての対話が増えてきていると感じている。一方で、こうした観点での開示は質・量ともに乏しい場合が散見され、例えば、企業の従業員エンゲージメントの取組みや役員報酬における望ましいKPIのあり方などについて、より一層開示が充実することが望ましい。

(参考資料)
各社方針掲載先

（参考資料） スチュワードシップ方針・サステナビリティに関する方針掲載先①

会社名【五十音順】	スチュワードシップ方針掲載先	サステナビリティに関する方針掲載先
あ行		
アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	https://www.axa-im.co.jp/stewardship-code	https://www.axa-im.co.jp/responsible-investing
朝日ライフアセットマネジメント株式会社	http://www.alamco.co.jp/stewardship/index.html	https://www.alamco.co.jp/stewardship/index.html
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/company/ri/	http://www.am-one.co.jp/company/ri/
アバディーン・ジャパン株式会社	https://www.abrdn.com/ja-jp/investor/policies/stewardship	
アムンディ・ジャパン株式会社	https://www.amundi.co.jp/company/policy/stewardship.html	https://www.amundi.co.jp/esg/ESG_Ambition_2025.html
アライアンス・バーンスタイン株式会社	https://www.alliancebernstein.co.jp/about/policies/stewardship	https://web.alliancebernstein.com/investments/jp/corporate-responsibility/overview.htm
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社	https://www.eastspring.co.jp/about-us/stewardship-code	
いちよしアセットマネジメント株式会社	https://www.ichiyoshiam.jp/stewardship	https://www.ichiyoshiam.jp/stewardship
S B I アセットマネジメント株式会社	http://www.sbiam.co.jp/unyo/unyo_stewardshipCode.html	
M F S インベストメント・マネジメント株式会社	https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/insights/sustainable-investing/stewardship-activities.html	https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html
M U 投資顧問株式会社	https://www.mu-iv.co.jp/management/pdf/Stewardship_Code_Response_policy.pdf	https://www.mu-iv.co.jp/management/mufg_am_policy.html https://www.mu-iv.co.jp/management/pdf/Stewardship_Code_Response_policy.pdf
岡三アセットマネジメント株式会社	https://www.okasan-am.jp/company/stewardship.html	
か行		
鎌倉投信株式会社	https://www.kamakuraim.jp/stewardship-code/	https://www.kamakuraim.jp/stewardship-code/
カレラアセットマネジメント株式会社	https://www.carrera-am.co.jp/company/stewardship/	https://www.carrera-am.co.jp/company/stewardship/
キャピタルアセットマネジメント株式会社	http://www.capital-am.co.jp/company/guide.html#anc6	http://www.capital-am.co.jp/company/guide.html#anc6
キャピタル・インターナショナル株式会社	https://www.capitalgroup.com/advisor/jp/ja/stewardshipcode.html	https://www.capitalgroup.com/advisor/jp/ja/stewardshipcode.html
Global X Japan株式会社	https://globalxetfs.co.jp/content/files/guideline.pdf	
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	https://www.gsam.com/content/gsam/jpn/ja/gsitm/about-gsam/stewardship-code.html	https://www.gsam.com/content/dam/gsam/pdfs/common/en/public/miscellaneous/GSAM_statement_on_respon_sustainable_investing.pdf
コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	https://www.comgest.co.jp/stewardship-code/	https://www.comgest.co.jp/stewardship-code/
コモンズ投信株式会社	https://www.common30.jp/company/stewardship.php	
さ行		
さわかみ投信株式会社	https://www.sawakami.co.jp/stewardship/	
株式会社 G C I アセット・マネジメント	https://www.gci.jp/jp/stewardshipcode/	https://www.gci.jp/jp/stewardshipcode/
J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社	https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/investment-stewardship/	https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/funds/sustainable-investing/
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/asset-management/about-schroders/stewardshipcode/	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/asset-management/sustainability/making-an-impact-through-sustainability/
しんぎんアセットマネジメント投信株式会社	https://www.skam.co.jp/stewardship/	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	https://www.simplexasset.com/Stewardship.html,	
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	https://www.ssga.com/jp/ja/institutional/ic/capabilities/esg/asset-stewardship	https://www.ssga.com/library-content/pdfs/ic/proxy-voting-and-engagement-sustainability-issues.pdf
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	https://www.sparx.jp/pri.html https://www.sparx.co.jp/stewardship.html	https://ssl4.eir-parts.net/doc/8739/ir_material/187249/00.pdf
セゾン投信株式会社	https://www.saison-am.co.jp/company/policy/stewardshipcode/	
ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社	https://www.sghausmann.co.jp/stewardship-code	
SOMPOアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/institutional/responsible.html	https://www.sompo-am.co.jp/img/institutional/stewardship2022.pdf

※回答があった場合のみ、回答に沿って掲載。

（参考資料） スチュワードシップ方針・サステナビリティに関する方針掲載先②

会社名【五十音順】	スチュワードシップ方針掲載先	サステナビリティに関する方針掲載先
た行		
大和アセットマネジメント株式会社	https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/Basicpolicy_202205.pdf	https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/esg.html
ちばぎんアセットマネジメント株式会社	http://www.chibagin-am.co.jp/company/operation/code/	http://www.chibagin-am.co.jp/company/operation/code/
中銀アセットマネジメント株式会社	https://www.chugin-am.jp/company/stewardship/stewardshipcode/	https://www.chugin-am.jp/company/stewardship/stewardshipcode/
T & Dアセットマネジメント株式会社	https://www.tdasst.co.jp/company/principles/stewardshipcode/	https://www.tdasst.co.jp/company/principles/stewardshipcode/
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	https://www.troweprice.com/financial-intermediary/jp/ja/about/news/2021/stewardship.html	https://www.troweprice.com/content/dam/tpd/legal-documents/ESG_J.pdf
東京海上アセットマネジメント株式会社	https://www.tokiomarineam.co.jp/company/responsible_investment/index.html	https://www.tokiomarineam.co.jp/pdf/web/viewer.html?file=/company/responsible_investment/mmjhhI00000018o4-att/Sustainable_Investing_Statement.pdf
TORANOTEC投信投資顧問株式会社	https://toranotecasset.com/important/stewardship/	
な行		
日興アセットマネジメント株式会社	http://www.nikkoam.com/about/stewardshipcode/policy	
ニッセイアセットマネジメント株式会社	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/stewardship.html	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/stewardship.html
ニューバーガー・バーマン株式会社	https://www.nb.com/ja/jp/disclosure-stewardship-code	https://www.nb.com/ja/jp/disclosure-stewardship-code
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	https://www.ja-asset.co.jp/company/stewardship/index.html	https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/esgstatement/index.html https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/policy/index.html
農林中金バリューインベストメンツ株式会社	https://www.nvic.co.jp/terms/stewardship-code	https://www.nvic.co.jp/terms/stewardship-code
野村アセットマネジメント株式会社	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/stewardship.html	https://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/pdf/esgstatement.pdf
は行		
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	https://www.pinebridge.co.jp/business_domain/stewardship_code.html	https://www.pinebridge.co.jp/business_domain/stewardship_code.html
B N Y メロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	https://www.bnymellonam.jp/about/stewardship	https://www.bnymellonam.jp/about/stewardship
ピクテ・ジャパン株式会社	https://www.pictet.co.jp/company/policy/stewardship-code.html	https://www.pictet.co.jp/company/sustainability.html
ファイブスター投信投資顧問株式会社	https://www.fivestar-am.co.jp/policy/stewardship/	
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/governance	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/governance
ブラックロック・ジャパン株式会社	https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/literature/whitepaper/blk-responsible-investment-stewardship-japan-japanese.pdf	https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-stewardship-priorities-final.pdf
ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社	https://www.bayview.co.jp/policy/stewardship_code/index.html	
PayPayアセットマネジメント株式会社	https://www.paypay-am.co.jp/corporate/stewardship.html	https://www.paypay-am.co.jp/corporate/stewardship.html
株式会社ポートフォリア	https://portfolia.jp/resolution.html	
ま行		
マンユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	https://www.manulifeim.com/institutional/jp/ja/jp-stewardship-code	https://www.manulifeim.com/institutional/jp/ja/sustainability
マネックス・アセットマネジメント株式会社	https://www.monex-am.co.jp/principle/stewardship/	https://www.monex-am.co.jp/principle/responsible/
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/stewardship/	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	http://www.smtam.jp/company/policy/stewardship/	https://www.smtam.jp/file/137/stewardship_report.pdf
三菱UFJ国際投信株式会社	https://www.am.mufg.jp/corp/operation/stewardshipcode.html	https://www.am.mufg.jp/corp/operation/policy.html
明治安田アセットマネジメント株式会社	https://www.myam.co.jp/about/stewardship.html	https://www.myam.co.jp/about/stewardship.html
や行		
UBSアセット・マネジメント株式会社	http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc	http://japan1.ubs.com/am/pages/commitment.html
UBPインベストメンツ株式会社	https://www.ubp.com/files/live/sites/ubp/files/offices/japan/2020.08.26_Adoption_of_Stewardship_Code_of_Japanese_Version.pdf?pdf=2020.08.26_Adoption_of_Stewardship_Code_of_Japanese_Version	
ら行		
楽天投信投資顧問株式会社	https://www.rakuten-toushin.co.jp/company/disclaimer/policy/stewardship_code/	
ラッセル・インベストメント株式会社	https://russellinvestments.com/jp/legal/stewardship	https://russellinvestments.com/jp/legal/stewardship
りそなアセットマネジメント株式会社	https://www.resona-am.co.jp/investors/ssc.html	https://www.resona-am.co.jp/investors/ssc.html
レオス・キャピタルワークス株式会社	https://www.rheos.jp/corporate/stewardship.html	